



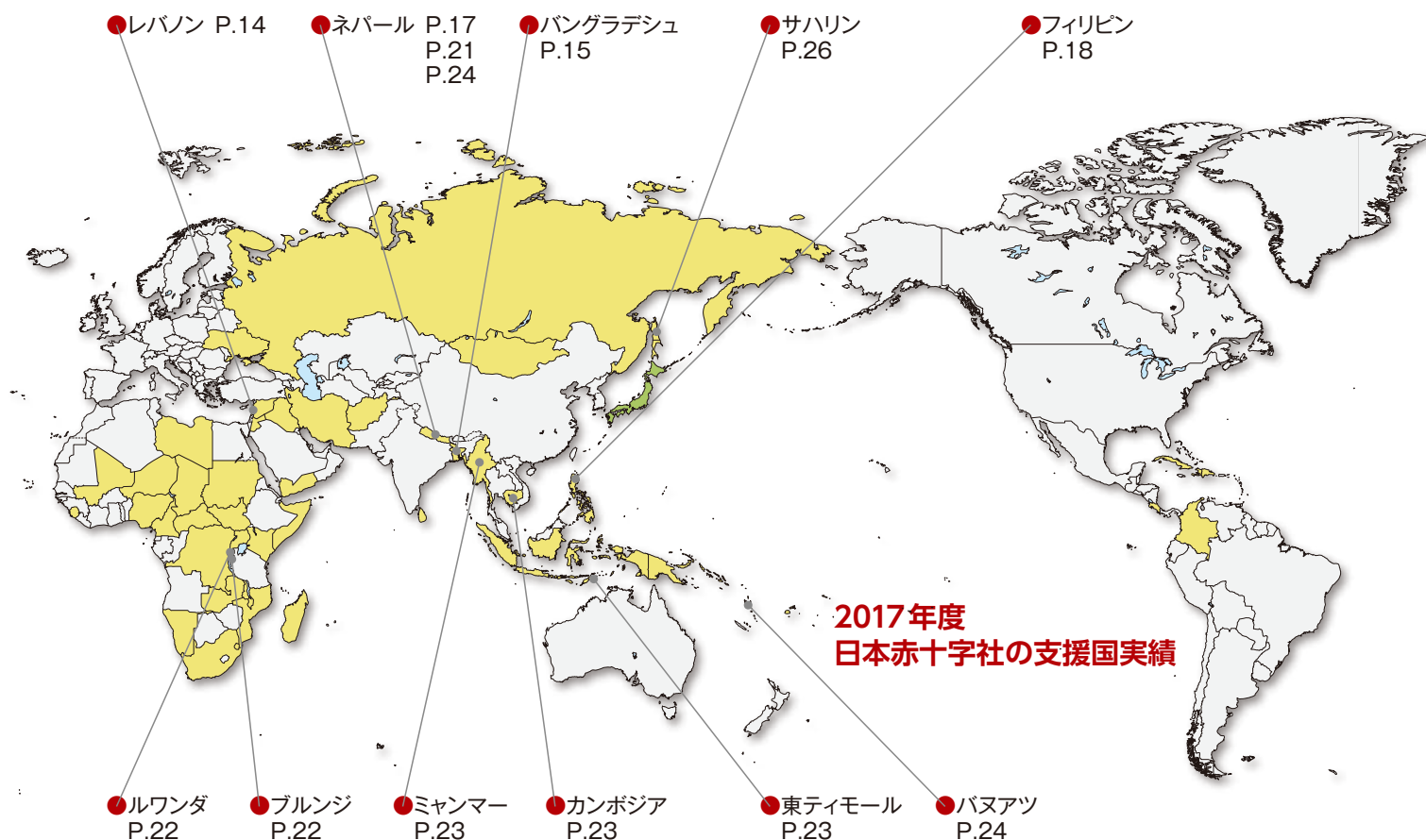
© Lynette Nyman / IFRC

INTERNATIONAL RED CROSS 2018

赤十字の国際活動 2018

はじめに

世界各地では、絶え間なく自然災害や災害が発生し、日々、人々の命や健康を脅かしています。2018年9月現在、赤十字・赤新月社は、世界191カ国に存在します。日本赤十字社では、この世界的ネットワークを活用し、その各国にある赤十字・赤新月社や国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）、赤十字国際委員会（ICRC）を通じた緊急救援、復興支援、開発協力等を行っています。今後も、最も支援を必要とする人々に、ニーズに基づいた継続的な支援を実施していきます。



※上記以外の国にも、間接的に支援を行っている場合があります



▲バングラデシュ南部避難民キャンプで手洗いの方法を普及 © IFRC

Contents

表紙写真

バングラデシュ避難民キャンプにて活動する
日本赤十字社助産師 © IFRC

赤十字の国際活動 2018

2	はじめに
4	赤十字とは
7	国際活動のあらまし
9	緊急救援
15	特集 バングラデシュ南部避難民救援
17	復興支援
19	開発協力
24	その他の国際活動
27	国際人道法
29	離散家族支援
31	赤十字の人道外交
33	原子力災害への備え・核兵器廃絶
35	パートナーシップ
36	世界中で活躍する人材
38	国際活動の財源

赤十字とは

© IFRC

1 赤十字のなりたち

スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年6月、イタリア統一戦争の激戦地、ソルフェリーノにおいて4万人にのぼる死傷者の悲惨な有り様を目撃しました。デュナンは、すぐに村人たちと協力して、戦場に倒れていた負傷者を教会に収容するなど懸命の救護を行いました。

デュナンは、「傷ついた兵士はもはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救われなければならない。」との信念のもとに救護活動にあたりました。

ジュネーブに戻ったデュナンは、自ら戦争犠牲者の悲惨な状況を語り伝えるとともに、1862年11月『ソルフェリーノの思い出』という本を出版しました。この中で、

- ①戦争の負傷者と病人は敵味方の区別なく救護すること
- ②そのための救護団体を平時から各国に組織すること
- ③この目的のために国際的な条約を締結しておくことの必要性を訴えました。その結果誕生したのが赤十字です。

1863年、戦争で傷ついた人々を敵味方の区別なく救うこ

とを志したアンリー・デュナン等5人のスイス人が集まり、「五人委員会」が結成されました。これが今日の赤十字運動の最初の機関であり、「赤十字国際委員会（ICRC）」の前身にあたります。彼らが訴えたのは、デュナンが『ソルフェリーノの思い出』で記した戦争による負傷者の差別なき保護、平時から救護団体を組織すること、そしてそのための国際的な条約を締結することでした。

この訴えは世界各地で共感を呼び、同年、スイス等16カ国が「赤十字規約」を採択し、各国に戦時救護団体が組織されました。「赤十字」と命名されたこの人道支援機関は、緊急時のために平時から備え、互いに連絡を保つ体制の基礎を作りました。

それから150年以上、赤十字は世界中に広がり、紛争や自然災害、感染症など、様々な苦しみの中にある人々を支援するために活動しています。



▲ソルフェリーノでデュナンが救護にあたる様子
アルマン＝デュマレスク 《篤志の救護者》



▲アンリー・デュナン Henry Dunant

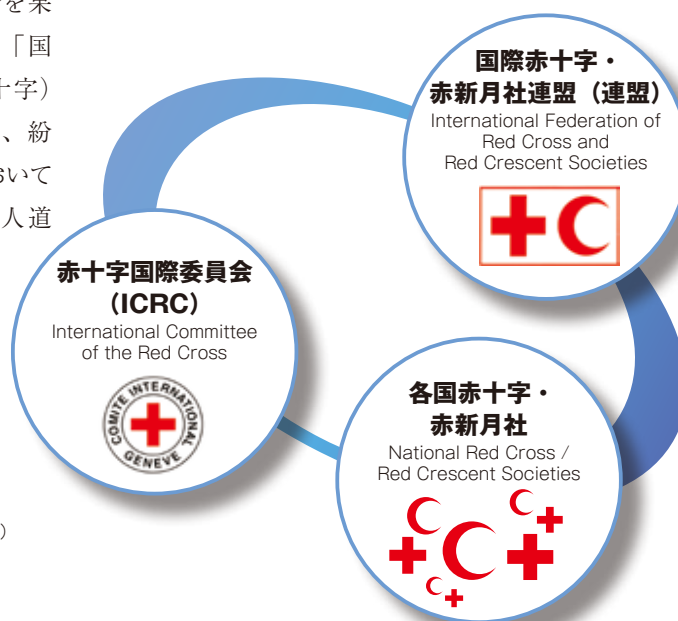
2 国際赤十字・赤新月運動とは

3つの機関が、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命を果たすために活動しています。これを「国際赤十字・赤新月運動」（国際赤十字）と呼んでいます。この3つの機関は、紛争時だけでなく、災害時、平時においても互いに協力・連携し、世界中で人道活動を展開しています。



▲赤十字国際委員会本部（ジュネーブ）
© T. Gassmann / ICRC

赤十字の国際的ネットワーク



▲国際赤十字・赤新月社連盟事務局（ジュネーブ）



▲日本赤十字社本社（東京）

●赤十字国際委員会 (ICRC)

戦時救護を目的として1863年に設立された五人委員会は、1875年に名称を「赤十字国際委員会 (ICRC)」に改めました。ICRCの中心活動は武力紛争の犠牲者に対して人道的支援を行うことであり、ジュネーブに本部を置き、現在、全世界で16,000人以上の職員が活躍しています。主な任務は次のとおりです。

- 紛争時に、中立機関として犠牲者の保護と救済にあたること
- 国際赤十字・赤新月運動の基本原則が守られるようにすること
- 国際人道法の研究と普及を推進し、人道法が守られるようにすること
- 新しい赤十字・赤新月社の承認を行うこと

●各国赤十字・赤新月社

赤十字の理念に基づき、各国で人道的活動を実施する組織です。2018年9月現在、世界に191社（赤十字社156社、赤新月社34社、イスラエル・ダビデの赤盾社）があります。赤十字の基本原則により、1国には1つの赤十字社あるいは赤新月社のみ存在します。赤新月とは、イスラム圏の国々が赤い十字の代わりに用いている、赤い三日月のマークです。2005年12月には、3つ目のマークとして「レッドクリスタル（公定訳未定）」が採用されましたが、いずれも同じ使命を担って活動する赤十字運動の一員です。各国赤十字・赤新月社は大規模災害などの際には、互いに協力して支援活動を行います。



●国際赤十字・赤新月社連盟 (連盟)

1919年に設立された、各国の赤十字・赤新月社の連合体です。連盟の中心活動は各国赤十字・赤新月社とともに行う災害被災者への支援や保健衛生分野での取り組みなどです。独自の憲章を持つ独立した国際機関で、ジュネーブの事務局のほか、世界60カ所以上に代表部を置き、現在、全世界で2,900人あまりの職員が活躍しています。連盟の主な任務は次のとおりです。

- 各国赤十字・赤新月社の人道的な活動を支援・推進すること
- 各国赤十字・赤新月社の連絡調整・研究を行うこと
- 各国赤十字・赤新月社の設立・発展を促進すること
- 災害時の国際救援活動の調整をすること

国際赤十字・赤新月運動の基本原則

国際赤十字・赤新月運動の基本原則は、1965年、ウィーンで開催された第20回赤十字国際会議において宣言されたものです。これらは赤十字のすべての活動の基盤です。「人間の生命は尊重されなければならないし、苦しんでいる

者は敵味方の区別なく救われなければならない」という人道の原則こそ赤十字運動の基本であり、他の6つの原則は人道を実現するために必要となるものです。



人道 (Humanity)

国際赤十字・赤新月運動（以下「赤十字・赤新月」という。）は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字・赤新月はすべての国民間の相互理解、友情、協力及び堅固な平和を助長する。



公平 (Impartiality)

赤十字・赤新月は、国籍、人種、宗教、社会的地位又は政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字・赤新月は、ただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合、最も急を要する困苦をまっさきに扱う。



中立 (Neutrality)

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は、戦闘行為の時いづれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的又は思想的性格の紛争には参加しない。



独立 (Independence)

赤十字・赤新月は独立である。各国赤十字社・赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律にしたがうが、つねに赤十字・赤新月の諸原則にしたがって行動できるようその自主性を保たなければならない。



奉仕 (Voluntary Service)

赤十字・赤新月は、利益を求めない奉仕的救護組織である。



単一 (Unity)

いかなる国にもただ一つの赤十字社・赤新月社しか存在しない。赤十字社・赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。



世界性 (Universality)

赤十字・赤新月は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字社・赤新月社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

国際赤十字・赤新月運動の基本原則は、第20回赤十字国際会議〔1965年（昭和40年）於ウィーン〕において宣言されました。この原文では文中の主語が「赤十字は」となっていましたが、第25回赤十字・赤新月国際会議〔1986年（昭和61年）於ジュネーブ〕ではこれを「国際赤十字・赤新月運動」と改訂し、現在の基本原則が採択されました。



© IFRC

災害や紛争の背景には、社会情勢、経済事情、歴史、政治、環境問題などの要因が絡み合い、その様相や被害状況は被災地域によって様々です。そのため、国際活動に求められるニーズも多種多様であり、またそのニーズ自体、刻一刻と変化していきます。

そうした被災地のニーズに的確に応えるため、赤十字の

国際活動は、各国赤十字・赤新月社と、その連合体である国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）、紛争犠牲者への支援を行う赤十字国際委員会（ICRC）が、相互に協力、調整し合いながら実施されています。それにより、事業の重複や混乱を避け、被災者が本当に必要とする支援を届けることができます。

1

国際赤十字・赤新月運動の3つの特徴

政府機関、国連組織、NGO（非政府組織）など、国際援助に携わる団体は数多く存在します。その中で、国際赤十字・赤新月運動は以下の3つの特徴を活かして世界規模の人道活動を展開しています。

共通の理念・原則 国際赤十字・赤新月運動の基本原則や国際人道法など、赤十字の活動の根拠となる共通の理念と原則に基づいて活動します。

ボランティアの力 全世界で1,000万人を超える赤十字のボランティアが、地域の隅々にまで根を張り、最も弱い立場にある人々のために活動します。

国際的なネットワーク 世界191の国と地域に赤十字・赤新月社があり、それぞれの資源やノウハウ、特徴を活かして、互いに連携して活動します。

2

日本赤十字社の活動

日本赤十字社は、国際赤十字の決議等に基づき、国際赤十字の一員として、世界各地での紛争や自然災害等の被災者を救援し、復興支援活動を行うとともに、防災活動や疾病の予防と健康増進に重点を置く中・長期の支援を実施します。活動にあたっては、支援を必要とする人々や地域

が持つ力（レジリエンス）を尊重し、支援の効果が持続的に現地に定着することに重点を置きます。

また、国内では国際人道法の普及と実践に努め、ICRCや連盟等とともに、原子力災害や核兵器問題に対する国際赤十字としての取り組みを積極的に推進し、提言を行っていきます。

主な取り組みは次のとおりです。

- 紛争や自然災害における緊急救援事業の実施と緊急即応体制の強化
- 復興支援事業の実施
- 中長期にわたる開発協力事業の実施
- 国際人道法の普及と実践
- 赤十字・赤新月国際会議等における政策提言の実施
- 原子力災害、核兵器問題への国際赤十字としての取り組みの推進

国際赤十字・赤新月社運動の主要会議

赤十字の活動は、赤十字に関する諸条約及び赤十字の基本原則に基づいて、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）及び各国赤十字・赤新月社の相互の協力体制のもとに実施されています。この国際赤十字・赤新月運動の方針を決定する重要な会議として、次の3つのものが定期的に開催されています。

1. 国際赤十字・赤新月社連盟総会（2年ごとに開催）

連盟及び各国赤十字・赤新月社代表で構成される、連盟の最高意思決定機関です。

2. 国際赤十字・赤新月運動代表者会議（2年ごとに開催）

国際赤十字・赤新月運動すべての機関（連盟、各国赤十字・赤新月社、ICRC）の代表が赤十字運動の共通課題を議論する会議です。

3. 赤十字・赤新月国際会議（4年ごとに開催）

ICRC、連盟及び各国赤十字・赤新月社の各代表に加え、ジュネーブ諸条約締約国政府の代表が参加する国際赤十字・赤新月運動の最高議決機関です。この会議では、政治的性格をもつ討論の裁定はできません。ジュネーブ諸条約等について提議を行い、また国際赤十字・赤新月運動全体に関わる問題について協議します。

各国の赤十字・赤新月社代表と政府代表、ICRC、連盟が一票ずつ投票権を持っています。



▲2017年連盟総会・代表者会議 © 日本赤十字社



国際赤十字・赤新月運動のビジョン

赤十字の各機関がまとまった一つの運動体としてよりよく人々に支援を提供できるよう、2015年の国際赤十字・赤新月運動代表者会議において、赤十字・赤新月運動として共通のビジョンを設定しました。

私たちの使命：

人々の苦しみを予防し緩和すること。特に武力紛争や緊急時における生命と健康および人間の尊厳を守り、病気を予防し、健康と福祉を推進します。保護や支援を必要とするすべての人々に、奉仕の精神で支援の手を差し伸べます。

国際赤十字・赤新月運動は、

- 増え続けるニーズに立ち向かい、脆弱性の原因を削減し、人々の苦しみを予防し緩和します。
- 医療と社会サービスをグローバルに提供します。
- 支援を迅速に効果的に展開できるよう準備し、人道外交に携わるパートナーとの絆を強化します。
- それぞれの国・地域で現地に根差した活動をします。
- 新しい技術を活用して、関係者によく情報交換し、社会のニーズにより適切に応えます。
- 青少年がもっとボランティア活動に参加するよう促します。
- 人道の擁護者として、断絶した世界に導きをもたらします。



緊急救援

▲内戦が続くシリアの東グータから避難する人々 © SARC

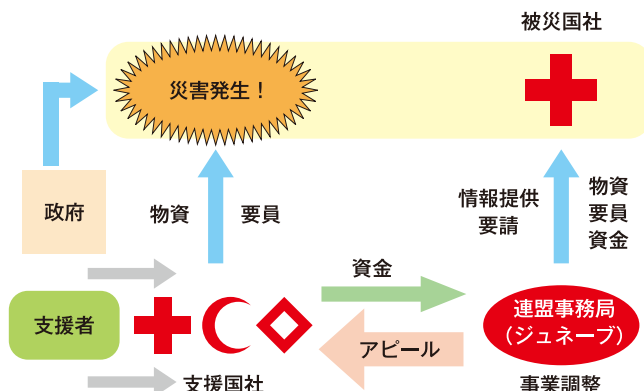
世界各地では、絶え間なく自然災害や紛争が発生し、日々、人々のいのちや健康を脅かしています。大規模な災害や紛争が発生すると、何よりもまず、被災者に対する医療や衣食住の支援といった緊急救援が必要となります。緊急救援は

赤十字のもっとも重要な使命の一つであり、支援を必要とする人々へ迅速にアクセスするため、平時から緊急事態への万全の備えをしています。

1

災害時の緊急救援

自然災害が発生し、その国の対応能力を超えた救援活動が必要と判断される場合、被災国の赤十字・赤新月社は救援活動を続けながら、連盟に国際的な支援を要請します。連盟は、この要請に基づきニーズ調査を行い、国際的な支援要請として「緊急救援アピール」を発表します。各国赤十字・赤新月社はこれに対し、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）の調整のもとで資金・物資・救援要員派遣などの支援を行い、被災国赤十字・赤新月社の救援活動をサポートします。



1. 救援活動のツール

緊急対応ユニット（ERU：Emergency Response Unit）

ERUは、大規模な災害等が発生した際に、赤十字の国際的なネットワークを生かした迅速な救援活動を可能にするための連盟の災害救援ツールで、予め訓練を受けた人員や資機材の総称です。1990年代に生まれた構想で、基本的なコンセプトは、以下の2点に集約されます。

- (1) 現地の社会インフラが機能しなくなる緊急事態や大規模災害の発生に備え、各国赤十字・赤新月社は、緊急出動可能な訓練された専門家チームおよび資機材をユニットとしてあらかじめ整備しておく。
- (2) 緊急事態や大規模災害の発生後、連盟の調整の下、ERUを緊急展開し、当面1カ月間、生活面や事業面で



▲バングラデシュ南部避難民救援にERUで派遣された医師 © 日本赤十字社

他からの支援を得ることなく自己完結型のチームとして活動を行い、最長4カ月間活動を継続する。その間は派遣する人員・活動経費共にERUを派遣した赤十字・赤新月社が負担するが、その後は連盟の調整の下、被災国の赤十字・赤新月社等に資機材や活動を引き継ぐ。

ERUは、後述の「FACT」によるニーズ調査においてその必要性が確認されてから、連盟より派遣要請が出され、その指示に応じて派遣・展開されることになります。

被災地の多様なニーズに対応するため、以下のようなERUが各国赤十字社において整備されています。

- 緊急病院ERU : 大規模手術、入院を含む総合医療
- 基礎保健ERU : 診療所等を設置しての基本的な医療、母子保健、予防接種等
- 給水・衛生ERU : 生活用水や保健医療活動に必要な水の提供、トイレの設置や下水処理等
- 通信機器ERU : 現地での通信環境の整備
- ロジスティクスERU : 救援物資調達・輸送、航空貨物などの取り扱い
- 救援ERU : 受益者の登録および救援物資の配付
- ベースキャンプERU : 各国赤十字・赤新月社のERU要員向け宿泊地、事務所、キッチン、トイレ等の提供

大規模災害の救援現場では、各国から多様なERUが集まり、総合的な救援活動が行われます。

なお、ERUは先進国の赤十字・赤新月社を中心に整備されており、日本赤十字社もアジア・大洋州地域内で唯一、基礎保健ERUを2001年から整備・保有し、2017年までに計17回、大地震や洪水被害などに対して派遣されてきました（人員のみの派遣の場合を含む）。

日本赤十字社からのERUの派遣

年・月	災害名
2001年1月	インド地震
2003年12月	イラン南東部地震
2004年12月	スマトラ島沖地震・津波
2005年10月	パキスタン地震
2006年11月	ケニア洪水
2008年12月	ジンバブエ コレラ禍
2010年1月	ハイチ大地震
2010年2月	チリ大地震
2010年8月	パキスタン洪水
2010年11月	ハイチ コレラ禍
2012年8月	シエラレオネ コレラ禍
2013年11月	フィリピン中部台風
2014年4月	リベリア エボラ禍
2015年4月	ネパール地震
2016年3月	ギリシャ北部 難民
2017年7月	ソマリア コレラ禍
2017年9月	バングラデシュ南部避難民

フィールド調査・調整チーム（FACT : Field Assessment and Coordination Team）

FACTとは、各国赤十字・赤新月社や連盟のスタッフにより構成された調査・救援調整チームです。災害発生後、24時間以内に現場へ派遣され被災状況やニーズの調査を実施し、国際的な支援要請である緊急救援アピールの根拠

となる情報を収集します。被災地のニーズを適切に把握するための救援分野の専門的知識や経験、被災地での調整能力などが求められるため、選抜された経験豊かなスタッフにより構成されます。

給水・衛生キット（Water and Sanitation Kit）

給水・衛生キットは、中規模の災害における給水・衛生関連活動のツールとして連盟が開発したものです。国際支援が必要とされる災害時に、ERUが展開されるより早く被災国赤十字・赤新月社のスタッフやボランティアにより災害対応ができるよう、あらかじめ災害多発国に配備されています。



▲2017年バングラデシュで発生した大規模な洪水に衛生・給水キットを活用するスタッフ
© バングラデシュ赤新月社

同キットには、浄水器や給水タンク、水質検査キット、簡易トイレ用資材、衛生教育用の文房具が含まれています。

日本赤十字社は、アジア・大洋州地域の災害多発国にこれらの資機材の配備を支援し、さらに配備国の赤十字・赤新月社のスタッフやボランティアがキットを効果的に運用できるようにするための人材育成を行っています。2011年以降、ネパールやバングラデシュ、インド、ベトナム、東ティモール、フィジー、サモアなどアジア・大洋州地域の広い地域で配備を進めてきました。

バングラデシュではキット配備後、2014年と2016年、2017年に大規模な洪水被害が発生した際に被災者支援活動で給水・衛生キットがいち早く活用され、安全な飲料水の供給のほか、簡易トイレの設置やボランティアを通じた衛生普及活動など、洪水被災地の給水・衛生状態改善のための活動が行われました。

緊急救援物資の備蓄（マレーシア・クアラルンプール倉庫）

連盟は大規模災害発生時に、速やかに被災者のニーズに応えられるよう世界の倉庫拠点に事前に救援物資の備蓄を行っています。

日本赤十字社は、アジア・大洋州地域で多発する災害に備えるため、2007年からマレーシア・クアラルンプールの倉庫に救援物資の備蓄を始めました。現在は毛布や衛生用品セット、家族用テントなど10品目（10,000世帯分）を連盟の協力のもと、保管・運用しています。

災害発生時には、日本赤十字社から備蓄物資を被災国赤十字・赤新月社にいち早く届け、寄贈する形等で役立てています。



▲http://www.jrc.or.jp/about/president/pdf/kokusai_ERUgaiyou20110614.pdf

2. 災害法プログラム

災害に関連する法や基準がそれぞれに大きく異なる国々から被災国が医療面や物資などの様々な援助を受け入れる際には、国内の関税や医療に関する法により円滑な受入れや効果的な活用が困難になることが多くあります。こうした海外からの円滑な支援の受入れを可能にするための国内法整備を奨励することを目指して策定されたのが、『国際的な災害救援および初期復興支援の国内における円滑化および規制のためのガイドライン』（IDRLガイドライン）です。

IDRLガイドラインは、2007年11月に行われた第30回赤十字・赤新月国際会議において採択され、実用化に向けた作業が連盟、各国赤十字・赤新月社およびジュネーブ条約採択国政府の間で進められてきました。このプロセスの中で各国政府等からの要望により、2013年には各国における円滑な導入を可能にするため、実際にIDRLガイドラインの内容を法律にした場合のモデル法が示されました。

また、2011年11月の第31回赤十字・赤新月国際会議において、突発災害時のためのIDRLガイドラインに加え、各国における防災・減災に関連する国内法の整備がいかに有効に防災・減災に寄与するかや災害後の仮設シェルター設置時の法的障害についての研究も行われています。

防災・減災に関連する国内法整備とその有効性の研究については、31か国においてインターネット・リサーチなどの机上研究による各国における関連法令の調べ上げと、実際の災害の際にそれら法令が防災・減災にどのように機能したのかを現地訪問を通じた国、地方自治体、有識者、NGO、被災者などへのインタビューなどにより実施しました。それら調査研究の報告書が2014年に国際赤十字とUNDP（国連開発計画）によって完成され、公開されました。

3. 国連機関やNGOとの連携

赤十字は、災害や紛争発生時に、国連機関やNGOとの緊密な連携・調整のもと、活動を展開しています。メディアや情報技術が発達した今日では、災害発生の一報をきっかけに多くの国の救援隊やNGOが被災地へ駆けつけます。そうした様々な機関の活動が互いに重複したり混乱が生じたりしないよう、調整を図ることが非常に重要です。

（1）救援活動における国際的な基準策定への動き

救援に関わる機関やNGOの増加にともない、救援の費用対効果や基本的人権の確保といった視点からも、救援活動の内容について一定の国際基準が求められるようになりました。

1994年には、主要なNGOと赤十字が協力して作成した「国際赤十字・赤新月運動及び災害救援を行う非政府組織（NGO）のための行動規範」（通称：Code of conduct）という人道援助（救援活動）に関する倫理規程が採択され、2016年現在、600以上の国や団体が加盟しています。また、1999年に始動した「スフィア・プロジェクト」により、食糧援助や難民キャンプ設営など、より具体的な技術面についての「人道憲章と災害援助に関する最低基準」が設定されました。

（2）赤十字が中心となる自然災害時のシェルター（避難所等の住居及び生活用品）の運営

災害や紛争の被災者に対する支援において、いくつかの主要機関が特定の分野を主導します。栄養問題や給水・衛生問題はユニセフ（国連児童基金）、保健サービスはWHO（世界保健機関）、物資輸送はWFP（世界食糧計画）、紛争難民へのシェルターはUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）などです。そうした中で、自然災害時のシェルターについては、担当する機関がありませんでした。

連盟は、これまでの自然災害の被災地での経験を買われ、

国連からの要請を受けてシェルター分野での主導機関として、その実績と世界的なネットワークを活かしています。

(3) 平時における他団体とのパートナーシップ

日本赤十字社は、国内外で発生する紛争や災害時に

NGO、経済界、行政による対等なパートナーシップの下、協力・連携して緊急援助をより効率的かつ迅速に行うために組織された「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」に参画し、平時より他団体との情報共有や連携の強化を図っています。

2 紛争時の緊急救援

1. ICRCの紛争時の緊急救援

赤十字の誕生以来、その活動の中心となってきたのは、武力紛争（以下、「紛争」という）における犠牲者への支援であり、紛争地における赤十字の活動を主に担っているのが赤十字国際委員会（ICRC）です。ICRCは、現在紛争が続いている国や地域、また難民や国内避難民が発生している各地に代表部を置いており、その国や赤十字・赤新月社、連盟、周辺地域の赤十字・赤新月社と協力しながら、紛争犠牲者の支援にあたっています。

紛争地におけるICRCの主な使命は、

- 紛争犠牲者の保護と支援
- 離散家族の連絡回復・再会支援（家族をつなぐ赤十字通信の配達、追跡調査等）
- 戦争捕虜、被拘束者訪問
- 国際人道法の普及と実践

等であり、具体的な活動としては、①保護活動、②支援活動、③予防活動、④赤十字間の連携 の4つに分類されます。

保護活動

敵に捕らえられた兵士や文民は、敵から非人道的な扱いを受ける可能性があるため、ICRCはこのような人々が人道的な取り扱いを受けることを確保するために、捕虜や被拘束者を訪問します。その際、ICRCの職員は立会人なしに拘束状況を調べ、改善が必要な場合には、外部に公表することなく拘束している当局に働きかけます。ICRCがこの活動を行う権限は、国際人道法によって与えられています。2017年の1年間に、1,437ヵ所の刑務所や収容施設において、ICRCの関係者が940,326人の被拘束者を訪問しました。

またICRCは紛争において離れ離れになった家族の絆を回復する離散家族支援活動も行っています。世界に広がる赤十字・赤新月のネットワークを駆使したICRCの活動により、2017年には150,622通の赤十字通信が紛争や騒乱などにより離ればなれになった家族に届けられたほか、電話やテレビ

電話による家族同士の連絡の仲介も777,261件に上りました。（※離散家族支援については、P. 29 参照）

支援活動

ICRCは紛争で被害を受けた一般市民や、紛争で傷ついた兵士に対して支援活動を行います。紛争現場では迅速な対応が必要となるため、ICRCは世界各地に人と物資の輸送体制を整えて有事に備えています。敵味方の区別をせずに支援を行なう公平で中立、かつ独立した国際組織として、支援物資の配付、医療・保健サービス、水へのアクセス、持続可能な生計を保障するための支援などを提供します。



▲イラク・モスルから着の身着のまま逃れる市民 © Tommy Trenchard / Panos Pictures

予防活動

ICRCは紛争が発生してからだけではなく、平時においても、いざ紛争が起きたときに被害が最小限にとどまるよう、予防活動も行っています。具体的には、戦争におけるルールである国際人道法の順守を確保するための軍や当局への働きかけや、地雷や不発弾などが紛争後に一般市民にもたらす不用の苦痛を軽減するための啓発活動などを行っています。（※国際人道法については、P. 27 参照）

赤十字間の連携（国際人道法の普及）

紛争地域での支援活動はICRCが主導することが多く、

ICRCによる緊急対応（RD：Rapid Deployment）について

ICRCによる緊急対応（RD：Rapid Deployment）とは、紛争状況下にあるICRCの活動国・地域において緊急事態が発生した際に、連盟の自然災害時の緊急救援ツールである緊急対応ユニット（ERU：Emergency Response Unit）を活用し、ICRCの指揮のもと紛争状況下での支援活動を展開するものです。

2008年に始動したRDプロジェクトへ、現在、日本赤十字社を含む12のERUを保有する赤十字社が参画しています。有事には、各国赤十字社はICRCからの要請に基づいて48時間以内に指定された場所へ資機材や人員を動員し、最長3カ月間の活動を実施します。

日本赤十字社は、2012年12月に発生したフィリピン南部台風の被害に対し、ICRCの要請に基づき、フィリピン赤十字社とICRCが共同運営する仮設診療所へ医療チームと資機材を出動させ、救援活動を実施しました。これは、日本赤十字社がRDプロジェクトを通じて保健・医療活動を実施した初めてのケースです。また、武力紛争が続くイラクでは、2016年10月以降、同国北部の病院を拠点としてICRCが医療支援を拡大し、日本赤十字社は、2017年2月からRDプロジェクトとして、モスルでの戦闘による負傷者等の治療にあたる医師4人をクルド自治区の西エルビル救急病院へ派遣しました。



▲患者を飛行機から降ろす日赤医師 © ICRC



▲イラク北部において医療支援を行う日赤医師と国際赤十字の外科医療チーム © Saara Mansikkamäki / Finnish Red Cross

他の機関と連携して活動する場合には、主導機関として協力機関の支援や各種調整にあたります。また国際人道法や国際赤十字・赤新月運動の基本原則の普及、保健医療の提供、離散家族などの情報交換においても緊密な連携が取られます。



© ICRC

2. 日本赤十字社の紛争地での活動

中東人道危機への支援活動

シリアでの紛争が8年目に突入した中東地域の情勢は一段と混迷を深めており、シリアの国内避難民は約660万人、周辺国への避難民は約560万人にのぼり（2018年3月現在、国連発表）、彼らを受け入れている地元コミュニティにも大きな負担をもたらしています。また、イラク、イエメンでも紛争により多くの人々が家を追われ、その数はシリアを含め合計1,700万人（2017年7月現在、ICRC発表）にのぼりました。イエメンでは、紛争により半数以上の医療施設が機能していない中、コレラが大流行し、疑いのある患者は累計100万人以上にのぼりました（2018年3月現在、国連発表）。たとえ紛争が終結しても瓦礫と化したインフラや街を再建し、難民・避難民が安定した生活を取り戻すまでの見通しは、まだ立っていません。



▲シリア難民の女性たちを集めて衛生指導を行うボランティア © 日本赤十字社



▲レバノン赤十字社スタッフから難民キャンプの状況や支援活動について聞き取りを行う日赤要員 © 日本赤十字社

第二次世界大戦以降、前例のないレベルで人々が苦しんでいる中東への支援のニーズは非常に高く、日本赤十字社は国際赤十字の一員として、2015年からシリア及びその周辺国、さらにはパレスチナなど中東地域への支援を重点的に行っています。ヨルダンでの地域保健事業への要員派遣に加え、シリア国内では、シリア赤新月社を通じて、国内避

難民への栄養管理やこころのケアの支援、また、レバノンではシリア難民に対する給水・衛生サービスの提供などの支援を行っています。2018年4月からは、日本赤十字社の医師・看護師を派遣して、レバノンのパレスチナ難民キャンプなどにあるパレスチナ赤新月社の病院での医療技術の向上を目指す支援を新たに開始しました。

70年続くパレスチナ難民キャンプで教えてもらったこと

藤田 好美（ふじた よしみ） 日本赤十字社医療センター 看護部

現場からの声

今年4月より、日本赤十字社が医療技術協力支援活動を行っているパレスチナ赤新月社ハイファ病院は、レバノンの首都ベイルート南部のパレスチナ難民キャンプ内に位置し、1982年にパレスチナ人の大量虐殺が行われた場所です。同僚の看護師は、約18日間病院の中で自身の命が危険に曝されながら、運ばれてくる傷病者のために必死に手術場に立ち続けました。彼らがどれほどの葛藤や痛みを抱えながら、今もなお難民として生きているかと思うと胸が詰まります。

レバノン国内のパレスチナ難民に市民権はなく、就労は制限され、貧困状態で暮らしを余儀なくされています。難民キャンプ内のインフラは十分に整わず、常に道路は泥にまみれ、剥き出しの電線で子どもが感電する事故も発生しています。そのような苦境の中にあっても、私たちが病院に到着すると、毎日家族のように温かく笑顔で迎えてくださり、その姿に「人」としての在り方を教えていただいているように感じます。

本事業では、パレスチナ赤新月社の病院が提供する医療の質向上のために、救急外来へのトリアージシステムの導入や看護師の継続教育支援を実施しています。勉強会で「聴診」という一つのトピックを伝えるにも、肺雑音が聞こえる原理や、看護における利点など、総合的な理解をした上で、受け手に伝わるように言葉を選んで表現する必要があります。また、先輩や同僚看護師の姿を通して、患者さんを大切に想う看護の姿勢は、言葉を超えて伝わることを感じ、日本においても日々の看護実践がどうある

べきかを改めて考えさせられました。今後も赤十字と日本の皆様の支援を現地の方々に届ける架け橋になっていきたいと思っています。



▲ハイファ病院での勉強会の様子 © 日本赤十字社

特集 バングラデシュ南部避難民救援



▲ © Michael Drost-Hansen / IFRC

※国際赤十字では、政治的・民族的背景及び避難されている方々の多様性に配慮し、『ロヒンギャ』という表現を使用しないこととしています。

2017年8月25日以降、ミャンマー・ラカイン州での暴力行為を逃れて隣国バングラデシュに避難した人びとは70万人以上にのぼり（2018年6月末現在、国連発表）、以前からの難民20万人と合わせて、アジアで最大の人道危機となりました。現地では水や食料、住む場所などが不足し、医療機関や公的サービスは逼迫した状態が続いています。

国際赤十字・赤新月社連盟（以下「連盟」）は、事態の深刻さから、20万人を対象とした医療、母子保健、こころのケア、シェルター、救援物資、安全な水と衛生、食料配付などの支援活動を実施しています。

日本赤十字社は、連盟の要請に基づき、2017年9月からいち早く医療スタッフを現地に派遣。7か月以上にわたって医師・看護師・事務職員などを切れ目なく派遣し続け、緊急対応ユニット（ERU）として、避難民キャンプで、バングラデシュ赤新月社のスタッフやボランティアとともに、巡回診



▲4万3,000人を診療：狭いテントや不衛生な環境が風邪や下痢、皮膚の病気を引き起こしている © IFRC / Victor Lacken

〈これまでの日本赤十字社の主な救援活動〉

2017年

9月16日 日赤が先遣隊を派遣

現地状況調査・調整のため、医師、看護師、事務職員をバングラデシュに派遣。

9月22日 緊急医療チームを派遣、救援金の受付を開始

バングラデシュ赤新月社の医療活動を支援するため、医師、看護師、助産師、薬剤師、こころのケア要員、事務管理要員などを派遣し、巡回診療とこころのケアを開始。

11月5日 日赤仮設診療所の建設を開始

レントゲンの撮影や小手術ができる仮設診療所の建設を開始。

12月9日 日赤仮設診療所を開院

地域では最大規模の診療所として住民の期待を背負いながら開院。

12月13日 ジフテリアの流行

2018年2月15日時点で、WHOによると5,659件の感染疑いが報告され、35人が死亡した。日赤は、日本にいる数少ない専門家を派遣した。

2018年

5月 緊急支援から中長期支援へ

避難民と地元コミュニティの自助や共助などレジリエンスの強化を目的とする保健医療支援事業を開始。

7月 コミュニティ対象の保健衛生活動をスタート

避難民みずからボランティアとして活動に参加。救急法講習の開催をはじめ、地域での保健衛生の促進に取り組む。



▲地元の医療者の人材育成：中期支援では医療サービスの担い手である地元の医療者の育成に力を入れている © AJ Ghani



▲4万人以上にこそこのケア：キャンプでの不自由な生活や先の見えない将来は避難民のこころの大きな負担となっている © 日本赤十字社

療と仮設診療所での保健医療支援やこころのケア活動を行いました。これまでに現地に派遣された職員は120人以上、支援を受けた人は8万人を越えています。

避難民のバングラデシュでの生活が長期化することが予想されるため、日本赤十字社は、2018年5月より2020年までの支援を見据え、避難民と地元コミュニティの自助や共助などレジリエンスの強化を目的とする中期保健医療支援事業を開始しました。日本赤十字社は、これからも避難民そして地元の人びとに寄り添いながら支援を継続します。



▲地域ボランティアによる保健衛生活動：避難民自らがボランティアとして地域の人びとの病気予防や健康促進に取り組む活動がスタートした © 日本赤十字社

未来に向けた継続性のある支援

久田 敦史（ひさだ あつし） 名古屋第二赤十字病院 総合内科 医師

今回のバングラデシュ避難民支援は、ギリシャでのシリア難民救援（2016年）に続き二回目の派遣となりましたが、2つの国の避難民には大きな違いがありました。シリアの難民は、シリアがまだ美しい平和な国だった頃、先進の医療サービスを受けてきた方たちでした。一方、ミャンマーから逃れてきたバングラデシュの避難民は、ミャンマーにいる頃から厳しい環境下において貧しく、政府の医療制度の恩恵を受けられなかった方たちです。そして、彼らが逃げた先は、高度経済成長の頃の日本を彷彿とさせるバングラデシュでした。この国が1年間で70万人もの避難民を受け入れているという事実には本当に驚きました。

現地で日赤は、バングラデシュ赤新月社と協働で仮設診療所を運営しています。私は今回、現地の看護師が医師の診療を経ずに、軽症の患者に薬を処方するための手順を定めました。日本では看護師が薬を処方することはありませんが、バングラデシュでは限られた医師の数で多くの患者を診なければならず、処方薬の数を限定し、合理的なものに統一し、医師の負担を減らす工夫をしています。提供する医療サービスを現地の実情に合わせ、それを維

持していくことがとても重要です。今後は、バングラデシュ赤新月社と避難民ボランティアが両方で診療所を運営する体制に徐々に移行していきます。持続可能な診療所運営のために、そして避難民の方たちが将来に希望を持つことができるよう、今後も支援を継続していく必要があります。



▲バングラデシュ赤新月社医師との診療風景 © 日本赤十字社

現場からの声



▲ © 日本赤十字社

大規模な災害が発生すると、損壊した住居・病院・学校などの再建、給水・衛生状態の改善、生計手段の回復など、その復興には長い時間を要します。被災者の安全や健康が確保された生活を取り戻すためには、緊急救援のフェ

ーズが終了した後も、継続した支援が必要です。赤十字は、被災国政府や連盟、各国の赤十字・赤新月社等と連携し、多岐にわたる復興支援事業を行っています。

1 赤十字の復興支援

赤十字による復興支援は、災害や紛争で被災した人々の生命と健康、尊厳を守ることを目的としています。人々に本来備わる「回復力（レジリエンス）」を強化させ、安全で自立した生活を営めるよう、被災した地域の人々とともに計画を策定し事業を進めていく。これが赤十字の復興支援です。

例えば、損壊した住宅を再建する事業では、建築資材を購入するための補助金を支給するだけにとどまりません。被災者に対し、地震に強い住宅建設の知識の普及や技術指導を行う。被災者を電気工や水道工に育成し、住宅再建に携わることで生計を立てられるよう支援する。このように、地域全体の復興に資する支援を行っています。

また、被害の復旧だけではなく、次の災害に備える活動も行っています。地域での防災の取り組みを促す啓発活動、

災害発生時に必要な物資の備蓄や、ボランティアの育成など。赤十字は、災害発生後すぐに対応が必要とされる緊急救援、その後の生活再建を推進する復興支援、そして次の災害に備える開発協力までを継続して実施しています。

（連盟によるレジリエンスの定義はP. 20 参照）



▲被災者と協力して仮設住宅建設の資材運び（フィリピン） © 日本赤十字社

2 復興支援事業の紹介

ネパール地震復興支援事業

2015年4月25日、ネパールにおいてマグニチュード7.8の地震が起こりました。死者8,856人、被災者560万人。国民の5人に1人が被災するという、甚大な被害が発生しました。日本赤十字社は、最も被害が大きかった地域のひとつであるシンドパルチョーク郡に緊急対応ユニット（ERU）を派遣し、緊急救援活動を展開。その後も、被災地域と被災者の生活を立て直すため、首都カトマンズに日本赤十字社ネパール代表部を設置し、ネパール赤十字社と共に復興支援事業（①住宅の再建、②診療所の再建、③水と衛生設備



▲ネパール赤十字社職員が水道設備を組み立てている様子。日赤職員が見守ります。 © 日本赤十字社

の整備、④被災者の生計支援等）を実施しています。

大規模な災害からの復興には、時間がかかります。被災者がより健康で安全な生活を営むことができるよう、日本赤十字社は被災地と被災者と共に歩み、災害からの復興支援を続けていきます。

フィリピン中部台風復興支援事業 ～台風「ハイエン」から5年、復興のその先へ～

2013年11月、フィリピン中部に台風「ハイエン」が上陸し、猛烈な暴風雨や高潮により、6,201人が死亡、1,785人が行方不明、1,600万もの人が被災しました。日本赤十字社は、発災3日後から91日間、基礎保健ERUを派遣。緊急救援後も、フィリピン赤十字社と協働し、セブ島北部とレイテ島で復興支援を継続しました。全壊世帯への住居建設、現金配付や職業訓練の提供、また、コミュニティ団体への支援を実施しました。さらに、セブ島北部の9校におけるトイレ・手洗いの修繕および保健衛生教育の実施、レイテ島の10校の計96教室を再建・修復しました。

2017年からは、引き続きセブ島北部において保健事業を

実施するとともに、災害の多い同国において看護師の災害時の活動を強化するため、看護大学における災害看護のカリキュラムの組み立てを、フィリピン赤十字社、フィリピン大学、および日本赤十字社の各看護大学と協力して実施しています。このカリキュラムで育成された看護師が、災害から復旧に至るまで被災者への支援を実施できるよう、また、地域コミュニティが自ら災害に備えられるように活動を行っています。



▲フィリピン赤ボランティアによる再建住宅訪問 © 日本赤十字社

ネパールの時の流れの中で

五十嵐 和代（いがらし かずよ） 日本赤十字社ネパール代表部 首席代表

2015年4月25日に発生したネパール大地震から早いもので3年半が過ぎました。日本赤十字社は、地震発生以来、これまでもっとも大きな被害が出た郡のひとつであるシンドバルチョーク郡でネパール赤十字社と共に復興支援活動を続けています。

「被災者主導（Owner-Driven）」。これは、復興活動を進める上でのキーワードのひとつです。しかし、これは容易なことではありません。被災者は、日々の農作業や家畜の世話に追われ、女性はこれらに加えて家事や子守りで大忙しです。住民たちは、その合間を縫って、家の再建工事や灌漑や給水設備の補修工事に取り組みますが、農繁期には作業はまったく進まず、時には住民同士の言い争いで完全に止まることもあります。予定していた計画が進まず、予算も使われず、私たちはやきもきするわけですが、しゃかりきになっても動かない時には動きません。

ですが、結局は、住民たちが、ひとつひとつ自分たちで解決して、少しずつ前に進んでいくのです。「ネパールの復興は遅い、大変だ」とよく言われます。ですが、ネパール人は、ゆったりと、しかし、着実に自分たちのリズムの中で前に進んでいます。そんな時間の流れの中で、被災者に寄り添い、被災者が困った時に少しでも背中を押して、「生きる力」を支えていく、それが、私たちの役割ではないかと思うのです。

現場からの声

日赤にご寄付いただいた方々のお気持ちをひとりでも多くのネパールの被災者に届け、そして、被災した住民たちが一日でも早く笑顔で暮らせるよう、ネパール赤十字社と共に復興支援活動に携わっていきたくと思っています。



▲自宅を再建する被災者（中央）と進捗確認に訪れたネパール赤十字社と日赤職員。日赤は住宅再建支援の一環として、1,845世帯を対象に約30万円の補助金の支給と再建の技術モニタリングを行っています。2018年7月末現在、約1,500世帯が再建工事をはじめ、650以上の世帯が新居を完成させています。
© 日本赤十字社



開発協力

▲地域のリスクを洗い出すインドネシア赤十字社ボランティア © 日本赤十字社

地震・台風・水害や干ばつといった自然災害により、2015年の1年間で1億人以上が被災し、経済損失は700億ドルにも上りました（国際赤十字・赤新月社連盟「世界災害報告2016」）。とりわけ気候変動に伴う人的被害・経済損失は、今後も益々増え続けると予測されています。また、気候変動やグローバリゼーションの進展により感染症のリスクが世界的に高まっているほか、依然として基礎的な保健医療サービスを受けることができずに命を落とす人が後を絶ちません。今日、人道支援に頼らざるを得ない人々の数は過去10年で3倍にも膨れ上がり、支援に投じられた額は4倍に

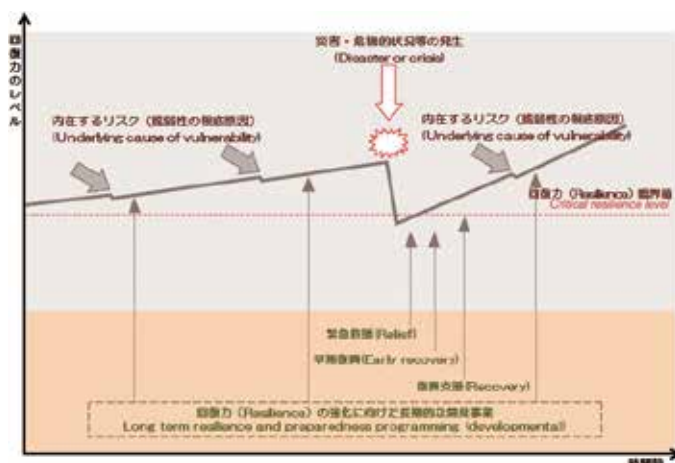
まで増大したといわれています（国連人道問題調整事務所「World Humanitarian Data and Trends 2017」）。

人々の生命と健康を守る「人道支援」のニーズが、世界中で高まりつつある今日。緊急時の迅速な対応もさることながら、「人道支援ニーズそのものをなくすための取り組み」が、今後より一層求められます。リスクを減らし、人々の苦しみとなる根本的な原因を取り除き、危機的状況に陥らないための力を備えること。「人道支援」が必要とされる状況を少しでも解消すべく、世界中の赤十字・赤新月社が、こうした取り組みを日々続けています。

1 人道支援ニーズの解消に向けた取り組みへ

鍵となるのは、「自ら立ち上がる力（レジリエンス）」

赤十字は、いかなる状況下にあっても、誰もが「自ら立ち上がる力」を有していると考えます。その力が高ければ高いほど、自身の力でリスクを予見し、危機に対応し、回復し、さらに前進すること（Build Back Better and Safer）が可能です。赤十字は、人々あるいは地域社会が元来備えているこの力（レジリエンス）を強化することを目指し、とりわけ逆境を跳ね返す力のある「災害や疾病に強い地域づくり（コミュニティ・レジリエンス）」に重点を置いています。



▲レジリエンスを高めるための介入

「レジリエンス」とは

国際赤十字・赤新月社連盟は、「レジリエンス」を次のように定義しています。

『繰り返し、あるいは長期にわたって発生する災害や危機的状況、社会・経済的変動、自らの潜在的な脆弱性を予測するとともに、可能であれば未然に防ぎ、そのインパクトを軽減させ、

適切に対処・対応し、そして長期的な見通しをもって逆境から立ち上がる能力のことである。』

つまり「レジリエンス」とは、単に予期せぬ惨事に即座に対応する能力を意味するのではなく、そうした出来事に自らを順応させ、立ち上がり、さらには前進するプロセスのことを意味します。

逆境を跳ね返す力のある地域社会とは

それでは、どのような地域社会であれば、こうした力（レジリエンス）を備えているといえるのでしょうか。国際赤十字・赤新月社連盟は、「逆境を跳ね返す力のある地域社会」を、以下のように特徴づけています。

〈逆境を跳ね返す力のある地域社会の6つの特徴〉



地域社会自らが自分たちのリスクを理解している。また、地域住民が健康的な生活を送ることができ、人びとの基本的ニーズが満たされている



地域社会が密接に関わり、団結している



経済的な機会が提供されている



治安がよく、インフラやサービスが行き届いている



地域の自然資産がきちんと管理されている



外部とのつながりを有している

災害や疾病に強い地域社会の構築に向けて

逆境に負けない力強い地域社会を築くには、上で述べた特徴1つ1つを強化・改善することが求められます。地域社会の構築は、一義的には政府が責任を負いますが、その政策決定の場に住民が参画していること、最も脆弱な人々の声が反映されていることが重要です。赤十字は、地域の課題に対して住民自らが長期的な解決策を見出し、できるだけ外部の支援に頼らなくてもよい未来を目指すための「手助け」

を行います。地域社会が、彼らを取り巻く潜在的なリスクに精通すること。そうした課題解決のために、本来地域に備わっている知識・経験・能力を引き出すこと。課題解決の鍵を握る人材を育てること。「予防にまさる治療なし(Prevention is better than cure)」と言われるように、備え・予防が人々の命を救うだけでなく、経済的損失を抑えることは、費用便益分析(Cost-benefit analysis)が証明するところであり、国際社会の共通認識となっています。

「備え・予防」を強化するには、「自分の命と健康は自分で守る」という意識が浸透することが何よりも重要です。しかし、外部から与えられた解決策は、往々にして長続きしません。地域社会に持続的な変化をもたらすことができるのは、地域住民自身です。日本赤十字社は、現地の赤十字社とともに、住民が防災・減災や疾病予防の重要性に気づき、理解を深め、行動変容を促すための活動を展開しています。

赤十字のそうした活動は、地域社会自らの取り組みを「補うもの」にはかなりません。私たちは地域社会に最も近い存在として、今後も彼らの声に耳を傾け、寄り添い続けます。そして、こうした活動を通じて、災害による死者数・被災者数の減少（「仙台防災枠組」）や疾病による死者数の削減（「持続可能な開発目標」）といった国際的な目標達成に寄与することを目指しています。



▲赤十字の車両で遊ぶマラウイの子どもたち © 日本赤十字社

2 支援事業の紹介

日本赤十字社は、世界で最も災害の多発しているアジア・大洋州地域と、保健医療事情が深刻な状況にあるアフリカ地域を重点地域とし、各国赤十字・赤新月社を通じて、「災害や疾病に強い地域社会の構築」を支援してきました。

災害への備え：ネパール～自主防災組織を育てるコミュニティ防災事業～

ネパール連邦民主共和国は、その国土を2つの大国（インド・中国）に囲まれた南アジアの内陸国です。従来、多くの自然災害に見舞われてきた国ですが、その防災への取り組みは、急速に進行する都市化、人口流出による防災の担い手不足、根強く残るカースト文化により取り残される最脆弱層、季節性災害により毎回発生する経済的損失など、多くの課題に直面しています。人々の優先課題は往々にして、生活の糧を得て貧困から脱却することであるため、防災・減

災の意識を高めることは容易なことではありません。

このような中、ネパール赤十字社は1997年から防災対応力の向上に取り組んでいます。日本赤十字社は、2012年からネパール赤十字社の活動への支援を開始しました。活動の軸は、支援対象地域で、地域住民から成る自主防災組織を根付かせることです。自主防災組織とは、災害時に備えて、日頃から啓発活動や災害初動チームの訓練・管理、リスクを減少させるための小規模工事、災害警報の発令や避難誘導を行う組織で、地域社会の防災の最前線を担っています。日本赤十字社は、自主防災組織が地域の防災拠点としてコミュニティの防災計画を策定し、将来にわたって地域住民の命と健康、尊厳を守ることができるよう、側面支援を続けています。このほか、行政レベルでの防災開発計画に自主防災組織の計画が盛り込まれ、行政からしかるべく予算が配賦されるよう、政府機関との橋渡しの役割などを担っています。



▲コミュニティで被災したときを想定して救助と搜索の技術を習得する地域住民
© 日本赤十字社



▲コミュニティの防災計画を改訂するために集まり、議論に参加する地域住民（チトワン郡）
© 日本赤十字社

赤十字の開発

- ▶ **地域の人々が主役です。**危機にさらされた時、真っ先に対応できる、またその状況を変えるための原動力となり得るのは、地域社会あるいは住民自身です。彼らこそが地域の特性やニーズを最も理解し、地元の知見や資源を最大限活用し、状況に応じて柔軟に対応することができます。災害や疾病に強い地域社会の構築は、行政と連携しながら住民自身によって進められるべきものであり、赤十字は政府の補助機関としてそのつなぎ役を果たします。
- ▶ **緊急対応の先に、長期的な解決策を見据えます。**災害や疾病に強い地域社会の構築は、短期間で実現するものではありません。長期的な関与と投資が不可欠です。赤十字は、緊急対応を行いつつ、常にその先に長期的な解決策を見据え、リスクを削減し、根本的な原因を取り除くための長期的な取

り組みを同時に行います。

- ▶ **誰一人取り残さないよう、一人ひとりの能力に目を向けます。**地域社会は多様性に満ちていますが、その多様性ゆえに、時に社会から取り残されてしまう人々もいます。地域において意思決定がなされる際には、すべての声、とりわけ女性、若年層や高齢者、障がいとともに生きる人々、移民・難民、辺境住民といった人々の意見に耳を傾けることが重要です。

※赤十字は現在、2025年までに各世帯から一人、世界でおよそ10億人の人々の「レジリエンス」強化に向けたキャンペーン（One Billion Coalition for Resilience）を展開し、国際社会に参加を呼びかけています。

疾病の予防：ルワンダ・ブルンジ ～住民の意識改革と行動変容～

アフリカ東部に位置するルワンダとブルンジ。2カ国あわせて日本の面積の5分の1に満たないこれら小さな国々は、自然災害や紛争・テロが頻発する上、保健指標の低さや貧困率の高さ等、さまざまな課題を抱えています。災害や保健に関する十分な知識がないために、事前の備えで被害が抑えられる災害、下痢や肺炎といった予防可能な病気で命を落とす人が後を絶ちません。そのため、「備え・予防」を広めることが何よりも大切です。

しかし、人々の意識を変えることは容易なことではありません。そこで、ブルンジ・ルワンダの両赤十字社は、住民を惹きつけ、まずは耳を傾けてもらえるよう、趣向を凝らした取り組みを展開しています。そのひとつが、人々が健康で安全な生活を送ることができるよう、必要な知識や情報を普及

するための「アニメ映画の上映」です。職員とボランティアがプロジェクターやスクリーン、音響機材を軽トラックに積んで村々を順番に回り、野外でそれらの映画を上映するため、「モバイルシネマ（移動式映画館）」と呼んでいます。

モバイルシネマでは、まずはリズムカルな音楽と動画を流し、住民たちの気持ちを盛り上げます。皆の注目が集まったところで、司会を務める職員が、マイクを使ってその日のテーマ（コレラ、栄養改善、土砂災害など）に関するクイズを出します。上映前はほとんど答えられなかった住民も、上映後に同じクイズを出してみると、正解率が大きく上がります。さらに、数日以内に同じテーマでラジオ放送を流すことで、住民に復習の機会をつくり、知識の定着率を高めています。娯楽がほとんどない村々では、このモバイルシネマが住民の興味を引き付けます。災害への備えや疾病の予防の大切さを、誰もが楽しく学ぶことができるのです。



▲コレラ予防のアニメ映画で経口補水液の作り方を示す場面 © IFRC



▲モバイルシネマの上映日の翌日のラジオ放送の様子（ルワンダ国フイエ県）
© 日本赤十字社

〈モバイルシネマの様子（ルワンダ国カヨンザ県）〉



- ①住民が広場に集まってきます
- ②赤十字の職員とボランティアが、音響機材を設置します
- ③アニメ映画の上映前に住民に保健や防災に関するクイズを出します
- ④日が暮れてきました。映画上映が始まります

© 日本赤十字社

受益者の声

ドウサビマナ・ソランゲさん（29歳）

赤十字のアニメ映画による健康教育で学んだことは新しいことばかりでした。お湯を煮沸する必要性については知っていたけれど、手洗いの大切さは知らなかったわ。特に、トイレの後に手を洗わなければいけないことを知りませんでした。この地域の住民にとつての課題はマインドセットだと思います。衛生の重要性について住民が真剣に考えていません。今日学んだことを、すぐに実行したいわ。



▲クイズで当たった景品のバケツを手に © 日本赤十字社

アジア・太平洋地域救急法普及支援事業

アジア・大洋州地域は、世界的に見ても自然災害の多発地域であるとともに、急速な発展による交通量の増加に伴い交通事故が深刻化している地域です。インフラや救急医療システムが発展途上であるこの地域では、災害や事故による傷病の予防に努めるとともに、けが人や急病人を救うために、市民による救急法の実践が重要となります。日本赤十字社では、2004年から東ティモール赤十字社、2009年からカンボジア赤十字社とミャンマー赤十字社の救急法普及事業を支援し、救急法指導員の派遣や財政面での支援を続けています。



▲現地の赤十字ユースメンバーに対して三角巾を使った包帯の方法を教える日本赤十字社のボランティア指導員（ミャンマー） © 日本赤十字社



▲現地の救急法指導員研修会において、参加者とともに手技の確認を行うカンボジア赤十字社講師（カンボジア） © 日本赤十字社



▲心肺蘇生の方法を練習する東ティモール赤十字社救急法指導員（東ティモール） © 日本赤十字社

世界で最も古い開発協力基金



▲第9回（1930年）配分のハンガリー赤十字社看護教育（出展「日本から世界へ 思いやりの100年」）

昭憲皇太后基金は1912（明治45）年にワシントンで第9回赤十字国際会議が開催された際、明治天皇の皇后であった昭憲皇太后が、国際赤十字の平時事業を奨励するために寄贈された10万円（現在の3億5,000万円相当）をもとに創設されました。赤十字が戦時救護の活動を中心に行っていた時代に、災害救護や開発協力といった平時の人道支援を目的とした国際基金を創設することは画期的なことでした。106年前、時代を先取りし、率先して行われた人道支援活動は世界で高く評価され、現在も深い敬意と感謝が寄せられています。

2018年度の配分は総額で約4,700万円。昭憲皇太后の命日である4月11日に配分されます。第97回は、15の赤十字・赤新月社が取り組む社会福祉支援や教育活動、防災事業などに活用されていく予定です。例えば、マケドニア赤十字社（ヨーロッパ）では、マイノリティへのアプローチとして、少数民族のロマ民族のコミュニティ支援、バラオ赤十字社（アジア大洋州）では、介護士の認定プログラムなどを実施しています。



▲コロンビアの防災教育（第96回配分） © コロンビア赤十字社

全て2018年4月6日レート
（1スイスフラン＝111.35円）により換算。



▲ネパールでの衛生教育 © 日本赤十字社

その他の国際活動

1

青少年赤十字

青少年赤十字は、将来を担う青少年が赤十字運動への参加を通して世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材となることを目的に、1922年に誕生した事業です。現在、世界の多くの国の赤十字・赤新月社で様々な活動を行っています。

日本では「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」が実践目標に掲げられ、学校教育の中で青少年赤十字活動が展開されております。全国の約3割の幼稚園、保育所、小・中・高等学校、特別支援学校にて、約330万人が青少年赤十字メンバーとして活動しています。

「国際理解・親善」の一環として、世界各国で赤十字の活動に参加している青少年赤十字メンバーとの交流活動や、青少年赤十字活動資金（1円玉募金）による支援活動、国際人道法の普及を行っています。

海外赤十字社との国際交流

本社主催で隔年で開催している国際交流集会では、アジア・大洋州地域で赤十字の活動に参加している青少年メンバーを日本に招聘し、日本の高校生メンバーと互いの活動を共有



▲2016年の国際交流集会の様子 © 日本赤十字社

し、将来を担う青少年の役割についてディスカッションをします。

各都道府県支部・ブロックでも、アジア・大洋州中心とした赤十字社と、青少年赤十字メンバー同士の国際交流が進められています。招聘または訪問を行うことで、友好を深めています。

また、海外赤十字社が主催するユースキャンプにも、日本の青少年赤十字メンバーを積極的に派遣しています。

青少年赤十字海外支援事業

青少年赤十字では、「子どもたちが自分たちのお小遣いの中から出せる金額で奉仕をしよう」という目的で、「青少年赤十字活動資金（1円玉募金）」を活用した支援事業を実施しています。

2015年12月まで、青少年赤十字教育等支援事業（International Friendship Project; IFP）としてバングラデシュ、モンゴル、ネパールの3か国に支援を行っていましたが、2017年4月からはネパール、バヌアツに対する青少年赤十字海外支援事業（International Youth Cooperation Project; IYCP）が始まりました。

ネパールでは、「持続可能な水と衛生プログラム」と題して、子どもたちが衛生的な行動を身につける知識と技術を得て、家庭やコミュニティに普及することを目指した支援を実施しています。ネパールの青少年赤十字メンバーは衛生イベントやトレーニングを通して知識と技術を身につけ、自発的に学校のトイレや水道場の清掃活動を行っています。

また、バヌアツでは、「学校における防災減災プログラム」と題して、防災減災カリキュラムを効果的に作成・普及することを目的とした支援を実施しています。日本赤十字社の作成し

た「青少年赤十字防災教育プログラム まもりのち ひろめるほうさい」を参考に、防災減災についての教材を作成し、学校で効果的に防災についての知識を子どもたちに広げることが目的としています。

この1円玉募金の支援の特徴は、その国の学校の教師や地域住民、行政などが共に募金の使い道を考え、その国が本当に必要な形で活用してもらえる点です。

また、この支援事業は学校教育を通じた支援となるので、

子どもたちが活動の中心になり、主体的な担い手として事業に貢献することができます。

日本の青少年赤十字メンバーにとっては、本事業に募金という形で関与することは、海外の同世代が抱える様々な問題に関心を寄せるきっかけとなり、自らがなすべきことに気づき、考え、実行する過程において国際理解・親善を深める教育的効果が期待されます。

2 ユースネットワーク

世界の赤十字ボランティアの半数以上を占めるユースの活動を支援し、積極的に各社の意思決定や組織運営に関与させることは、赤十字運動を発展させる上で各社の組織強化の重要な要素であり、コミュニティのレジリエンスにつながります。

日本赤十字社では、ユースの優良活動事例や意見を国際的な議論の場に反映させ、国内のユース活動の活性化を図るため、様々な国際会議等へのユースの参加を積極的に支援しています。



▲各国のユースが主体となって人道課題を協議 © IFRC

東アジアユースネットワーク（EAYN: East Asia Youth Network）は、東アジア地域のユースが結集して各社共通の人道課題に共に取り組むことで、ユースがコミュニティに前向きな変化をもたらすことを目指して創設されたプラットフォームです。日本赤十字社からユースボランティア2名がネットワークに登録し、東アジア地域のユースとともに、各社が直面する課題などについて協議し、活動計画を策定します。

東アジアユースネットワークのメンバーである田中友美乃さんは「同じ東アジア地域のユースと具体的な活動計画を策定するプロセスは、若い世代にとって非常に刺激的で貴重な経験になります。地域の課題にアプローチしていくための活動計画を実現させるには、ユースのリーダーシップを活かした上で、会議参加者だけでなく、できるだけ多くのボランティアや職員と協力して取り組む必要があります」と、各社でユースを巻き込んだ活動推進の重要性を訴えています。

今後も、地域共通の課題に取り組むため、コミュニティの変革の担い手であるユースのサポートに取り組んでいきます。

3 血液事業—アジア各国における安全な血液の確保のために

海外血液事業研修生の受入れ

医療技術が進歩した今日でも、血液を人工的に造り出すことは出来ず、安全な血液を安定的に供給するためには献血制度の整備と促進が不可欠です。赤十字・赤新月社の血液事業との関わりは各国の歴史的背景、文化、医療制度などに応じて様々であり、抱えている問題は国それぞれで異なっています。しかし、各国の血液事業は「安全な血液の確保」という共通の課題を有していることから、各国の血液事業の発展に寄与するため、日本赤十字社は1978年から主にアジア・大洋州地域の姉妹赤十字・赤新月社を対象に血液事業研修生の受入れを開始しました。2018年までに22カ国・地域から432



▲ラオス赤十字社からの研修生（写真左）が東京の献血ルームで接遇研修 © 日本赤十字社

名に対して研修を実施し、日本の血液事業の技術や知識を共有してきました。アジア地域の血液事業を担う幹部職員の中には、かつて日本で研修を受けた職員も多く、40年間継続されてきた本研修プログラムは各国の血液事業の発展と同地域のネットワーク形成に役立っています。

アジア地域赤十字・赤新月血液事業シンポジウムの開催

安全な血液の確保やエイズ、肝炎、その他輸血感染症の克服という、アジア各国の血液事業における共通の課題に対して、アジア地域内における協力体制を一層強化し、各国の血液事業の着実な発展に寄与することを目的として、日本赤十字社とタイ赤十字社は、国際赤十字・赤新月社連盟と国際輸血学会の後援を得て、1995年から3年に1回を原則としてタイ及び日本でシンポジウムを開催しました。2017年10月にも「安全な血液の安定供給」をテーマに第8回シンポジウムをタイで開催しました。

シンポジウムでは、特に技術的側面に焦点をあてながら、血



▲シンポジウムで活発に意見交換が行われる様子 © 日本赤十字社

液事業に関わる各国の代表者が情報の交換を通して、各国の経験を分かち合っています。2014年には、シンポジウムがアジア地域の輸血医療や技術、特に教育的側面で貢献したと認められ、国際輸血学会から日本赤十字社とタイ赤十字社に対して国際輸血学会賞が贈られました。

4 在サハリン「韓国人」支援事業

戦前、戦中を通じて約29万人の日本人と約4万3,000人の朝鮮半島出身者がサハリンに渡り生活していました。サハリンに渡った人々のうち、日本人のほとんどは1946年末に米・ソ間で締結された「ソ連地区引き揚げに関する米ソ協定」によって日本に引き揚げることができたのに対し、「韓国人」は故郷への帰還が認められず、サハリンに残留することを余儀なくされました。

1989年、日本政府は在サハリン「韓国人」の支援を決定し、その受け皿として日本・韓国両赤十字社からなる「在サハリン韓国人支援共同事業体」が発足しました。共同事業体の実施する在サハリン「韓国人」支援事業は、一時帰国支援事業、永住帰国支援事業、サハリン残留者支援事業の3事業からなります。

一時帰国支援事業

在韓親族との再会実現等のため、サハリン（2003年から



▲韓国への永住帰国者が居住する韓国仁川市の療養院 © 日本赤十字社

はロシア本土、カザフスタン等の国も含む）から韓国へ約1週間の母国訪問を行っています。1989年から2018年3月までに、延べ1万7,299人が韓国への一時帰国を果たしました。

永住帰国支援事業

1995年度から本格的に永住帰国支援事業が開始され、これまでに3,770人が韓国への永住帰国を果たしました。永住帰国者の受入れ施設として、1999年度には韓国仁川市に療養院が、2000年度には安山市に永住アパートが、さらに2005年度には安山療養院が完成しました。また、永住帰国者の帰国に伴い、サハリン等に残された家族との離散という状況が生じています。これに対し、2001年度より、親族訪問等を目的として、永住帰国者のサハリン等渡航支援事業が開始され、これまでに延べ7,270人に対し支援が行われました。

サハリン残留者支援事業

韓国への永住帰国をせずにサハリンに留まることを希望する「韓国人」のための支援として、日本政府は「サハリン韓国文化センター」をユジノサハリンスク市に建設することを決め、共同事業体に委託しました。このセンターの目的は、サハリン残留者が故郷を偲び、韓国の言語、文化等の伝承活動を行い、高齢者、若年層あるいは現地住民との交流の場を提供するものです。同センターは2006年3月に完成し、各種文化プログラム等に利用されています。2008年からは、同センター内で医療相談窓口サービスも提供しています。



▲ © V. Sharp / ICRC

1 国際人道法とは

国際人道法とは、武力紛争時に敵対（戦闘）行為に参加しないすべての人を保護し、犠牲者を人道的に取り扱うことなどを規定した国際的な取り決めの総称です。国際人道法の起源となった1864年のジュネーブ諸条約は、赤十字の創始者アンリー・デュナンが各国にはたらきかけて誕生した条約ですが、今日では、その理念を受け継いだ1949年のジュネーブ四条約（陸戦の傷病者の保護、海戦の傷病者・難船者の保護、捕虜の待遇、文民の保護）と1977年の二つの追加議定書（国際武力紛争の犠牲者の保護、非国際武力紛争の保護）が、その中核を構成しています。これらの条約には、国連加盟国数に相当するほぼ世界中の国が加盟しており、宗教や民族的な対立を原因とした暴力的な事態が頻発する昨今、国籍、宗教、人種を超えた世界共通の規範として、ますます重要視されています。

国際人道法はまた、紛争地における赤十字などの人道支援活動を保証するものです。また、ジュネーブ諸条約の加入国政府は条約を守り、普及する義務がありますが、紛争地にて中立の立場で国際人道法を監視し、普及を行う役割

がICRCに条約で与えられています。

紛争という非常時に国際人道法が守られるためには、平時からの普及活動が重要です。戦闘行為に参加しない人も、国際人道法の重要性を知る必要があります。このため、国際赤十字は戦闘員のみならず子どもたちを含めた一般の方々に対しても、国際人道法の普及活動を行っています。



▲コンゴ民主共和国の武装勢力に国際人道法に関する講義を行うICRC職員
© W. Kambale / ICRC

国籍、宗教、人種を超えて、人の心を動かす力

救援の現場では、国籍も宗教も人種も違う人々が目の前の危機に対して力を合わせなくてはなりません。特に、短期間で多くのボランティアを必要とする状況で、ジュネーブ条約や国際人道法に基づいて作られた赤十字の基本原則はまさに「ひとを動かす力」そのものです。バングラデシュ南部避難民救援事業では、バングラデシュ赤新月社の職員や各国から集まった赤十字関係者はもちろん、避難民自身もボランティアとして救援現場を支えています。赤十字の基本原則を毎日少しずつ伝え、理解を深めることにより、これまで赤十字にかかわったことのない彼らが赤十字の名のもとに結束し、信頼を集める活動を展開し続けることができるのです。



▲バングラデシュ避難民キャンプで職員やボランティアに赤十字7原則を伝える © 日本赤十字社

2 国際人道法の要点

国際人道法を成す条約等は、計600近くの条文から構成されますが、個別条文の根底に流れる精神は、およそ次の7つのルールに要約されます。

- ①敵対行為に参加しないすべての人は、いかなる場合にも差別しないで人道的に待遇すること。
- ②交戦当事者は、常に戦闘員と文民（一般住民）を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護しなければならないこと。
- ③投降し、敵対行為を止めた戦闘員は、殺傷してはならないこと。
- ④交戦当事者は、互いに傷病者を収容、看護しなければならない

らない。そのための医療要員、施設、機材等を保護する赤十字などの標章を尊重、保護すること。

- ⑤捕虜、被拘束者の生命、尊厳、人権の尊重と保護及び家族との通信、援助を受ける権利を保障すること。
- ⑥戦闘方法や武器の使用は無制限ではなく、不必要で過度な損害や殺傷をもたらす武器は使用してはならないこと。
- ⑦公正な裁判を受ける権利及び拷問、体罰、残虐で品位を汚す扱いを受けない権利を保障すること。

【注】これらのルールは、ICRCが国際人道法の内容を分りやすくするために作成したもので、法的な権威があるわけでも既存の条約を置き換えたものでもありません。

赤十字標章（赤十字マーク）の意味

赤十字標章（赤十字マーク）の使用方法是、ジュネーブ条約に定められています。しかし現実には、赤十字標章は病院や薬局などの医療機関を表すマークとして安易に使われており、是正すべき問題となっています。標章の使用方法是、大きくわけて2つあります。

- ①紛争地域で負傷者の救護にあたる人や建物は中立であるため、それを攻撃してはならないことを示す「保護の標章」としての使い方。（この場合、標章が遠くからでもよく見えるようにするため、できるだけ大きい赤十字を使うことになります。）
- ②平時において赤十字で働く人々や赤十字の建物が赤十字に属している、ということを表す「表示の標章」としての使い方。（こ

の場合、標章はできるだけ小さくなくてはいけません。それは、紛争下で人の生命を守る保護の役割のほうが赤十字標章にとって重要であるためです。）

イスラム圏では伝統的に「赤新月社」と称し、白地に赤色の三日月を記した標章を用いています。また、2005年12月に、新たな標章を規定した条約（第Ⅲ追加議定書）が採択されました。新たな標章は白地に赤いひし形を配したもの（レッドクリスタル）です。これらの標章も赤十字マークと同様に取り扱われています。



赤十字

赤新月

レッドクリスタル

3 適用範囲

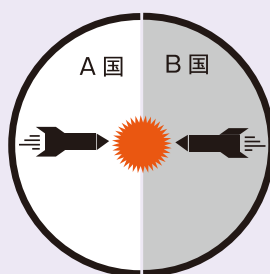
ジュネーブ条約が適用されるのは、①国と国との間の紛争②国内での異なる勢力間の紛争です（下図参照）。暴動や散発的な暴力行為などの「国内騒乱時」には、ジュネーブ条約は適用されません。しかし、ICRCは、人道的

な立場から、そうした事態が発生した際にも、当事者双方の了解の下に仲介役等として重要な役割を担うことがあります。（例：1996年のペルー日本大使公邸人質事件におけるICRC及び日本赤十字社の中立的人道機関としての働き）

ジュネーブ諸条約の適用範囲

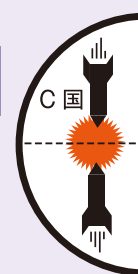
国際的武力紛争 （国と国の争い）

- ジュネーブ第Ⅰ条約
- ジュネーブ第Ⅱ条約
- ジュネーブ第Ⅲ条約
- ジュネーブ第Ⅳ条約
- 第Ⅰ追加議定書



非国際的武力紛争 （一つの国の領土内で起きた内戦）

- 1949年のジュネーブ諸条約
共通第3条
- 第Ⅱ追加議定書





離散家族支援

▲ © O. Miltcheva / ICRC

1 赤十字の行う離散家族支援

毎年、紛争や災害などにより、家族が離れ離れになり、連絡が取れなくなることや所在がわからなくなり、ひどく苦しい思いをする人々が数多くいます。ジュネーブ条約に基づき、紛争や災害等の避け得ない事情によって離れ離れになってしまった家族の絆を維持・回復することは、赤十字の重要な役割の一つです。

安否調査

赤十字は紛争や災害による混乱の中、家族と離れ離れになってしまった家族が再び連絡を取れるように、また再開できるように支援しています。

2017年にはICRCの支援により、980人が家族と再会することができ、行方がわからずに家族と離れ離れになっていた7,958人の所在が判明しました。

紛争地での調査には、現地赤十字・赤新月社の職員や



▲戦争ではなれてしまった家族をさがす © M. J. Alhamzah / ICRC

ボランティアの協力が欠かせません。最近では、衛星電話やインターネット、ラジオやテレビのネットワークなども活用されています。

赤十字通信

紛争や災害により連絡手段が絶たれてしまった被拘束者や難民等が家族と連絡をとるための方法として、「赤十字通信」と呼ばれる往復書簡があります。赤十字通信は家族との私的な通信に限られ、軍事・政治的内容を書くことはできません。また、関係当局の検閲を受けることがあります。ICRCは、各国の赤十字・赤新月社の協力を得ながら、赤十字通信を被拘束者や難民から受け取り、家族のもとに転送する仲介者の役割を果たします。

たとえば1996年のペルー日本大使公邸人質事件の際には、人質と家族との間で9,000通以上の赤十字通信がとり交わされました。

2017年の1年間にICRCが仲介した赤十字通信は、150,622通、衛星電話等による家族間の連絡支援は777,261件にのぼります。

特に近年は、紛争等の影響により中東、アフリカ地域からヨーロッパ地域への移民流入の拡大に伴い、ヨーロッパの国々での離散家族支援のニーズが高まっており、各国赤十字社は電話での連絡、インターネット接続のサポートや充電サービスなども実施しています。

家族の絆を回復するためのネットワークづくり

ICRCではこれまで、紛争によって離散した家族の安否調

査を中心に実施していましたが、近年、スマトラ沖地震・津波災害（2004年）やハイチ大地震（2010年）などの大規模な自然災害において多くの行方不明者が発生しました。また、遺体の適切な取扱いが身元確認のためにはとても大切であることが改めて認識されるようになりました。

そこで自然災害時の安否調査や遺体に関する対応なども視野に入れた赤十字の離散家族支援（Restoring Family Links：RFL）ネットワークが立ち上がりました。ICRC、連盟及び各国赤十字・赤新月社は、赤十字・赤新月国際会議での決議などにに基づき、全世界的な赤十字のRFLネットワークを構築・強化しています。



▲支援により再会した家族 © J. Amador Mesa / ICRC

2 日本赤十字社の取り組み

日本赤十字社も、ICRCや各国の赤十字・赤新月社と連携・協力しながら、家族からの依頼に応じて、紛争や災害等によって連絡が取れなくなった方々の安否調査を実施しています。

現在、日本赤十字社が扱う安否調査の9割が国交のない朝鮮民主主義人民共和国と日本との間で離散した家族のケースです。離散してから既に長い年月が経過しているケースも多く、法務省入国管理局や市区町村などからの協力を得ながら、所在の確認及び被調査者の意思の確認を慎重に

行います。

このような日常的な安否調査業務に加え、日本赤十字社は、国内で大規模災害が起きた場合の安否調査体制の検討を進めています。また、2004年に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（通称、国民保護法）により、日本赤十字社は有事において国内に在住及び滞在する外国人に関する安否情報の収集を担うことになっています。

紛争によって捕らわれた人の命と尊厳を守る

芳原 みなみ（ほうばら みなみ） ICRCナイジェリア アブジャ事務所 収容所訪問要員

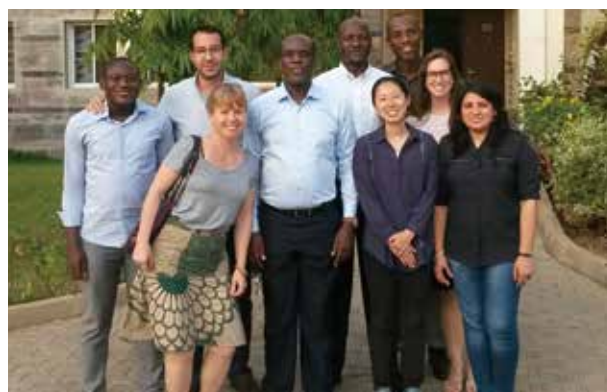
現場からの声

アフリカ西部に位置するナイジェリアは、アフリカ大陸で最大の人口を誇る大国であり、石油産業を中心に発展してきた地域の経済大国です。一方で北東部、チャド湖周辺地域では、200万人以上が武力紛争により住む場所を追われ、食料や水、住居といった生活に必要なものに事欠き苦しんでいます。中には紛争から逃れる途中に家族と離れ離れになり連絡が取れなくなってしまうという人々や、紛争によって自らの意思とは関わらず、失踪したり捕らわれたりする人々がいます。

私は収容所訪問要員として、国内の軍施設、刑務所、警察署を訪問し、紛争に関連して捕らわれた人々や女性や子ども、高齢者や病人といった弱い立場にいる人々の保護を行うとともに、収容されている人々が人道的な待遇を受けているか、生活環境はどうかといった調査を行い、関係当局が国際基準、国内法を順守し責任を果たすための支援をしています。

あるとき、元被拘束者がICRCの事務所を訪れ、「落ち込んでいたときでも、ICRCが訪問してくれたら元気になった。状況が少しずつ良くなっていったのが忘れられない。」と感謝の言葉を伝えてく

れました。収容されている人にとっては、時にICRCが唯一の外の世界との窓口となることがあります。被拘束者も、関係当局の人たちも、皆一人の人間です。先入観を持たず、一人の人として相手を尊重し、一人の人として向き合うということを心掛け、紛争で苦しんでいる人の苦痛を少しでも軽減できるよう活動していきます。



▲世界から集まったアブジャ事務所の職員たち（芳原職員は前列右から2番目） © ICRC



赤十字の人道外交

▲チュニジア「アラブの春」による混乱期に、チュニジア赤新月社が果たす役割の意義を政府に説明 © 日本赤十字社

国際社会における赤十字

国際赤十字・赤新月運動は、今日の前で支援を必要としている人々のために活動する一方で、世界中で人々を苦しめる人道問題や将来予想される人道的危機や課題を改善するため、各国政府や他の人道支援機関、市民団体などに対して働きかけ、その態度に変化をもたらす役割も果たしています。赤十字が「人道外交」と呼んでいるこれらの活動は、国際、国内、市民社会や地域社会といった異なるステージで、組織のトップから草の根のボランティアに至るまで、それぞれのステージに最もふさわしい様々な運動体構成員によって実施されています。

こうした人道外交において基盤となっているのが、「人道」の追求を第一の動機とすること、そして政治的にも宗教的にも「中立」を貫くこと、といった赤十字の基本原則です。

連盟は、「2020年に向けての戦略（Strategy 2020）」の「活動2：グローバル化した世界で脆弱性を予防・軽減するために人道外交を展開する」の中で、人道外交を、「いかなる時も弱者の利益のために、人道の基本原則を尊重して行動するよう働きかけること」と定義し、以下のような活動を掲げています。



▲第3回国連防災世界会議にて、連盟という国際機関のトップとして安倍首相と言葉を交わす近衛会長（当時） © 日本赤十字社



▲国際連合事務総長（当時）との会談 © 日本赤十字社



▲国連の世界人道サミットで世界最大の人道援助機関である連盟を代表してスピーチをする近衛会長（当時）© 日本赤十字社

- 各国赤十字・赤新月社のもつ政府の補助的役割を活かし、支援を必要とするより多くの人々に接する機会を得る
- 草の根レベルから全世界まで広がる赤十字のネットワーク

クを活かしながら、情報やツールを共有し、人道的諸問題に対し世間の関心を集め、行動するよう促す

- 国際機関など外部パートナーと強固な関係を築きながら連携し、人道支援のための資源を共有する

このうち、「政府の補助的役割」を活かすことは、赤十字の強みを活かした活動と言えます。この点について、同戦略では次のように記されています。「この特別で独特なパートナーシップは、対話、信頼、協力、相互理解、そして尊重を通じて追及されており、それによって、非常に複雑で慎重に扱うべき人道的諸問題にも、建設的で独立した方法で対応することを可能にしています。この補助的立場でのパートナーシップにより、各国赤十字・赤新月社は政府との政策立案の場に同席することを特別に認められており、また、人道支援活動のための様々な資源を有意義に利用できるのです。」

ぶれない人道主義で連盟をひとつに～近衛社長の人道外交～

日本赤十字社の近衛忠輝社長は、世界の赤十字・赤新月社を束ねる国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）の会長としても活動してきました。2009年にアジア人初の会長に就任して以来、2期8年間、多くの業績を残し2017年に任期を満了。赤十字運動のトップとして各国を歴訪して政府首脳に面会し、赤十字運動への理解や協力を求めるなど、人道外交を率先して進めました。

近衛忠輝社長は、1964年に日本赤十字社に入社以来、50年以上にわたり人道支援の第一線で活動を続けてきました。世界の加盟社に人道活動に不可欠な「Spirit of togetherness（連帯の精神）」をもたらすために、人々の声に耳を傾けました。また、赤十字を支えるのはボランティアであることを強調してきました。

自らの足で世界各地の現場を歩いてきた社長は、最後の連盟会長退任スピーチで、防災の取り組み強化、ボランティアの保護

などについて提言。特に、未来のため欠かせない人材育成について「より戦略的なアプローチが必要。人道教育は知識ではない価値の教育。災害軽減への鍵となる」とその重要性を訴えました。仲間に感謝と激励を述べた退任スピーチの最後でも未来を見据え、「私はまだ78歳の若者。赤十字人であり続けます。世界最大にして最高の人道活動ネットワークの先陣を切っていくつもりです」と結びました。

今後は、会長経験を生かして日赤の社長職に専念。「日赤は国内での活動が圧倒的に多い中で国際支援も行っている。活動規模が幅広いので、全加盟社のモデルになり得る。日本には他者の気持ちを察するという精神性がある。そういった日本の良さを生かせれば、これまでと違った役割も果たせるのではないかと今後の展望を語りました。



▲朝鮮民主主義人民共和国の洪水被災地を訪問 © 日本赤十字社



▲熊本地震とほぼ同時期に地震が発生し被害が出た南米エクアドルを訪問し、ボランティアを激励 © 日本赤十字社

（赤十字新聞 2017年12月1日号より）

原子力災害への備え・核兵器廃絶



▲原子力災害対応基礎研修会で放射線測定器の使い方を学ぶ参加者 © 日本赤十字社

1 原子力災害への備え

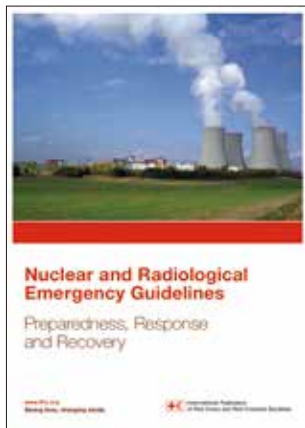
国際赤十字・赤新月社連盟（以下、「連盟」）は、2011年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の教訓などをふまえ、同年11月に開催された連盟総会において、原子力災害が連盟の任務であることを確認し、赤十字の役割を検討していくことを決議しました。

この決議を受け、翌年5月、連盟は日本赤十字社と共に、「原子力災害対策にかかる赤十字会議」を東京で開催し、原子力災害への対応は政府や専門機関のみならず各国内で草の根の組織を持つ赤十字が中立な立場で取り組む意義があることを再確認しました。

また、2013年2月からは連盟事務局にCBRN（化学・生物・放射能・核）災害担当者1名を配置。CBRN災害の経験がある赤十字・赤新月社が集まり、各社の取組みを共有するとともに、2015年には赤十字・赤新月社や各国において原子力緊急事態に備える計画の策定に活用するための「原子力・放射線災害における事

前対策および応急対応ガイドライン」を作成しました。

一方で、日本赤十字社は、2013年10月に「赤十字原子力災害情報センター」を設置。同センターでは、日赤の行動指針である「原子力災害における救護活動ガイドライン」を作成するとともに、2014年から人材育成の一環として「原子力災害対応基礎研修会」を毎年行っています。また、連盟主催のワークショップや、国際会議などに職員を派遣し、東日本大震災後の福島での経験や日赤の原子力災害への取組について発表しているほか、2017年には大韓赤十字社から原子力災害対応能力強化を図りたいとの依頼を受け、



▲国際赤十字・赤新月社連盟のガイドライン



▲研修に参加した大韓赤十字社職員 © 日本赤十字社

同社職員の研修を受け入れるなど、赤十字全体の原子力災害対応能力の向上に寄与しています。

日赤は、これまでの赤十字の原子力災害への取り組み等を含む2,600を超える文書、写真、動画をデジタルアーカイブ（ndrc.jrc.or.jp）により公開しています。それらの約4割は、

英語で検索、閲覧、ダウンロードすることができます。

今後も世界的規模で原子力発電所の建設や、廃炉及び解体などが見込まれています。不測の事態に備えるために、福島での経験とこれまで蓄積した知見を生かし、人的・技術的支援を継続していきます。

2 核兵器廃絶を目指して～赤十字のアプローチ～

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから70年以上たった今でも、核兵器の廃絶は実現していません。被爆者の中には、今なお心や体の問題に苦しむ方がいる一方で、世界に

はまだまだ1万5000発以上の核弾頭が存在し、冷戦時代以上に高まる核爆発の様々なリスクは世界を脅威に晒し続けています。

被爆の瞬間から始まった赤十字の取り組み

広島と長崎に投下された原子爆弾は一瞬のうちに町を廃墟に変えました。多くの人々の命を奪い、激しい苦痛をもたらしました。日本赤十字社は被爆直後から救護活動を開始。奇跡的に生き残った救護員や医師たちは、自らも放射線の脅威に晒されながら、被災現場で生存者の救護にあたりました。また、当時赤十字国際委員会駐日主席代表であったスイス人医師マルセル・ジュノー博士は、15トンの医薬品とともに外国人医師としていち早く広島に入り、多くの命を救いました。

国際赤十字は、第二次世界大戦後直後から国際社会に対し、核兵器が国連人権法の理念に反することを訴えてきました。



▲被爆後の広島赤十字病院 © 日本赤十字社

赤十字は救護団体、国際人道法の番人として（1）万が一使用された場合、その結果に対応できる人道的援助能力が欠如していること（2）国際人道法の定める理念と一般的に両立しないという2つの考えを主張しています。

「核のない世界へ」

2017年7月7日、米ニューヨークの国連本部で122カ国の賛成のもと、核兵器禁止条約が採択されました。これまで国際法で明確に禁止されることのなかった唯一の大量破壊兵器である核兵器が違法であると認識され、「核兵器のない世界」へ、国際社会は歴史的な一歩を踏み出しました。赤十字は、この核兵器禁止条約の採択に大きく貢献しました。

核兵器禁止条約の前文は、これまでの核兵器廃絶をめぐる赤十字の貢献を確認すると共に、赤十字が条約の履行に向けて国際協力及び支援の分野で役割を担うこと、世界の核兵器廃絶に向けた取り組みを後押しすることを期待しています。

核兵器禁止条約は、50カ国が批准した時点で発効します。赤十字は、条約への各国の署名及びそれに続く批准

に向け、各国への働きかけを行います。また、核保有国や核の傘のもとにある国に対して、核兵器の軍事的役割を縮小させたり、即時発射状態に置かれている核弾頭の数減らしといった核リスクの低減措置の実行も求めていきます。

赤十字は、条約の採択を足掛かりとして、核兵器廃絶を実現する未来を希求し、世界と共にこれからも歩みを進めていきます。



▲核兵器禁止条約が採択され、拍手で称賛する参加者たち
© Kathleen Lawand / ICRC



© IFRC

パートナーシップ

日本赤十字社としてさまざまな人道的課題に 대응していくためには、日本赤十字社独自の限られた資源を活用するだけでなく、外部との連携を強化していく必要があります。

日本政府でも、持続可能な開発目標（SDGs）達成のためには、市民社会や民間セクターの果たす役割が不可欠であるとの認識から、官民連携や民間企業・市民社会の活動を推進しています。

また、民間企業においても「社会的責任（CSR）」や「共通価値の創造（CSV）」といった観点から、国際的な社会貢献活動が活発化しています。日本赤十字社としても、目標を共有する公的機関や民間企業とのつながりを強化し、さまざまな団体や企業がもつ強みと現地のニーズの橋渡しを行うなど、連携・協働を進めています。



パートナーシップ事例

産休サンキュープロジェクト～生まれてきた赤ちゃんの初めての社会貢献～

世界では5歳未満の乳幼児死亡者数は年間約540万人（2017年5月現在）にものぼり、約5秒に1人のペースで子どもの命が失われています。主な死亡の原因は、はしか、マラリア、下痢などで、これらの疾病は、本来、計画的な予防接種と安全な飲み水の提供、病気を予防する知識の普及を行うことで、死亡率を下げるができるものばかりです。日本赤十字社は、この失われる命を救うため、産休サンキュープロジェクトに取り組んでいます。これは、出産をきっかけに命について考え、生まれた命と支えてくれる周囲に感謝する思いを、開発途上国の母子支援につなげる取り組みです。あわせて日本での産休・育休の推進も目指

しています。2018年10月現在で、6社に賛同いただいています。例えばその中の1社では、年間の社員のお子様の誕生人数×3,900円を事業に寄付し、そのお子様へサンキューカードを送付しています。

トイヴォ・ハムボロ君（13歳）からのメッセージ ナミビア共和国

僕の家には机や電気がありません。
学校が終わったあと、週2回赤十字クラブに通っています。
赤十字クラブでは、書くことや読むことなど学校で学んだことの復習や、病気についても教えてもらえます。1日2回の歯磨きの大切さも教わって、歯ブラシなどの衛生用品一式ももらったから、毎日欠かさず歯磨きをしています。
将来は医者になって、地域にいる病気の人を助けてあげたい！



社内での産休・育休の推進

企業

社員・顧客

赤十字

生まれてきた赤ちゃんの初めての社会貢献

事業の実施



▲IMPACT 参加者 © 日本赤十字社

世界中で活躍する人材

国際活動を担う人材の育成

これまで紹介してきた国際活動を展開するため、日本赤十字社では様々な種類の研修会を開催し、人材の育成をはかっています。

海外派遣要員になるための必須研修としては、赤十字の原則や理念、組織や活動の仕組みなどについてインターネットで自己学習する「国際救援・開発協力要員研修I (WORC)」、研修Iで学んだ基礎を、仮定の被災地や紛争地におけるシナリオを使用したロールプレイやグループディスカッションを通して、より具体的に理解を深める「国際救援・開発協力要員研修II (IMPACT)」、赤十字の緊急対応の仕組みや活動について学ぶ「ERU (Emergency

Response Unit) 研修」などがあります。

要員が現地で健康かつ安全に活動できるように、インターネットで自己学習する「国際赤十字・赤新月社連盟安全管理研修I (Stay safe - Personal security)」および集合型の「安全管理研修II」の受講も必須にしています。

また、専門的な知識や技術を習得する「戦傷・災害外傷研修」や「熱帯医学研修」、事業のマネジメントに役立つ「PCM 研修」、その他国際赤十字が主催する様々な研修コースも組み合わせて、自然災害や紛争下での多様なニーズに応えられるよう要員を育成しています。



▲緊急対応ユニット (ERU) 資機材の展開訓練 (基礎保健ERU研修) © 日本赤十字社

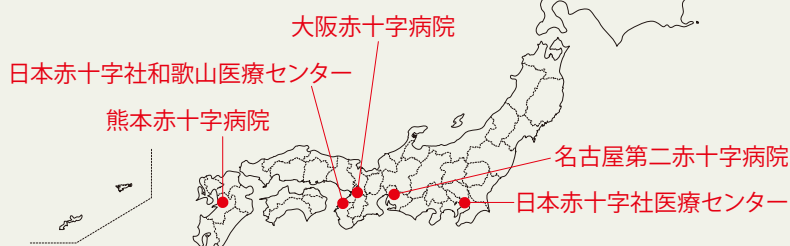


▲戦傷や災害外傷の治療や看護について学ぶ研修生 © 日本赤十字社



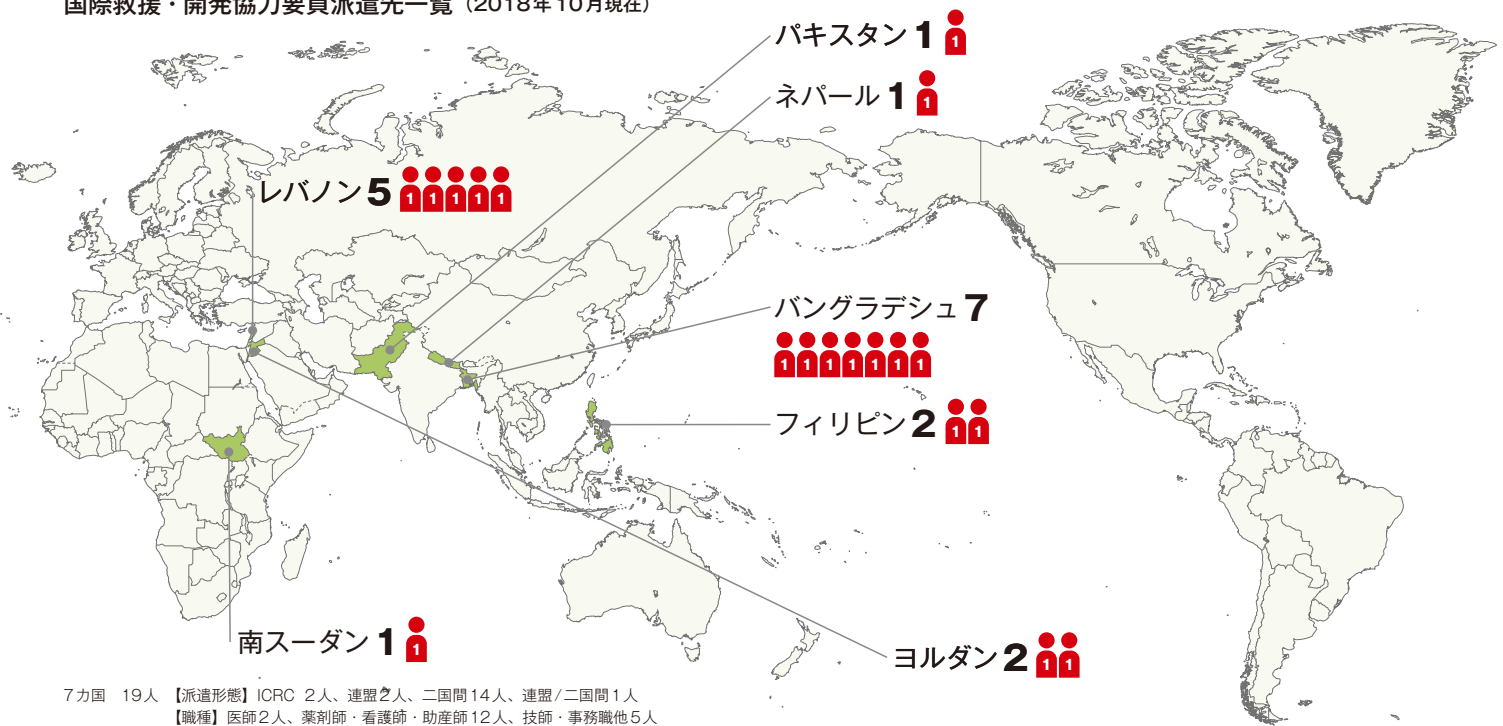
▲マラリアの診断実習 (熱帯医学研修) © 日本赤十字社

国際医療救援拠点病院

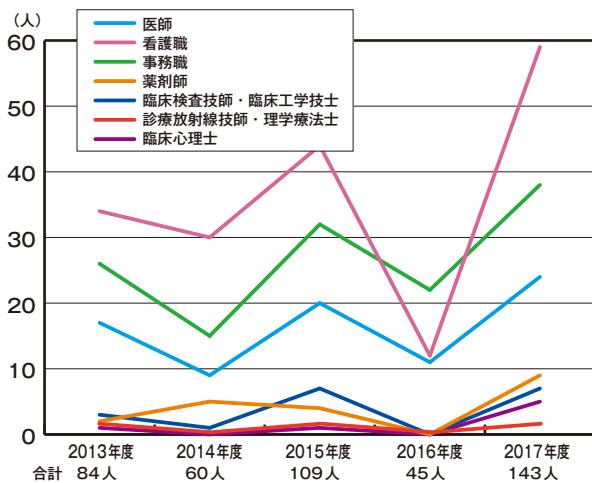


海外での医療救援活動に迅速に対応するため、5カ所の赤十字病院が緊急救援の体制を整え、日頃から人材の育成に努めています。日本赤十字社は、これらの国際医療救援拠点病院を中心に、国内92カ所にある赤十字病院のスケールメリットを活かして、海外での災害や紛争地での医療救援活動などを行っています。

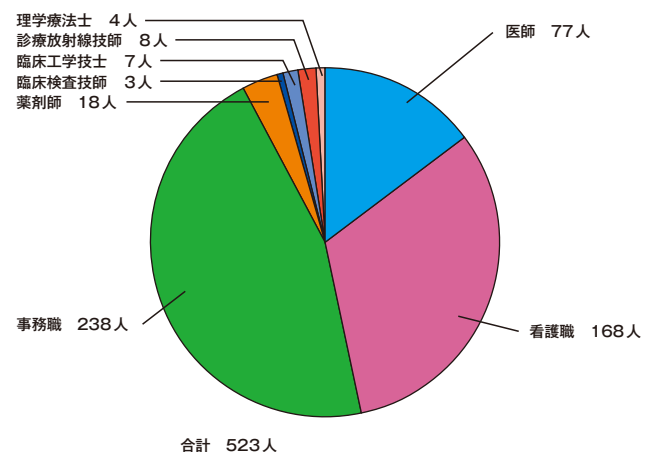
国際救援・開発協力要員派遣先一覧（2018年10月現在）



海外派遣実績（派遣職種別・年度別・延べ人数）



海外派遣登録要員の職種内訳（2018年10月現在）



「折り紙のゾウ」は怖い？～バングラ避難民キャンプの「こころのケア」～

宮本 教子（みやもと きょうこ） 埼玉県赤十字血液センター 医務課医務係長

バングラデシュ南部の避難民キャンプ・ハキムバラに派遣された私の任務は、避難されてきた方々の恐怖や悲しみ、将来の不安に対する「こころのケア」にあたることです。子どもたちには安心、安全なチャイルドフレンドリースペースを設置し、歌や踊り、ボールゲームなど、つかの間でもリフレッシュできる場を提供しました。日本の折り紙は人気の遊びの一つです。

ある日、折り紙で精巧なゾウを折り、ある少女のテントを訪れたことがありました。すると、折り紙を見るなり少女はおびえた表情に。実は、キャンプ地には野生のゾウが出没し、人的被害が発生していたのです。日本人には親しみのあるゾウですが、状況が変われば全く違う感覚で見ているのだと痛感する出来事でした。

私はこれまで事務管理要員として、チリ、スマトラ、イランでの支援を経験しましたが、「こころのケア」の専門研修を修了し、特性を生かした支援をするのは今回が初めて。ストレスへの的確なアプローチは本来備わっている人のレジリエンス（回復力）を引き出します。今後も専門的知識の幅を広げていこうと思います。

（赤十字新聞 2018年2月1日号より抜粋）

現場からの声



国際活動の財源

ICRC、連盟、各国赤十字・赤新月社では、それぞれ個別の財源確保と会計システムを持っています。

1. 赤十字国際委員会（ICRC）

ICRCの重要な役割は、中立で公平、かつ独立した人道支援活動によって人々にもたらされる恩恵や国際人道法の妥当性を示すことです。ICRCの活動資金のほとんどはジュネーブ諸条約締約国政府から拠出されていて、欧州連合（EU）の行政執行機関である欧州委員会を加えると、その割合は全体の91%以上に上ります。日本赤十字社もICRCに活動資金を毎年提供しています。

2. 国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）

連盟の主な財源は、各国赤十字・赤新月社から支払い能力や国連分担金を参考にして決められた比率に基づき支払われる義務的な拠出金と、年次緊急救援アピール（援助要請）等に応じて各国政府や赤十字・赤新月社から拠出される任意拠出金が主な財源です。



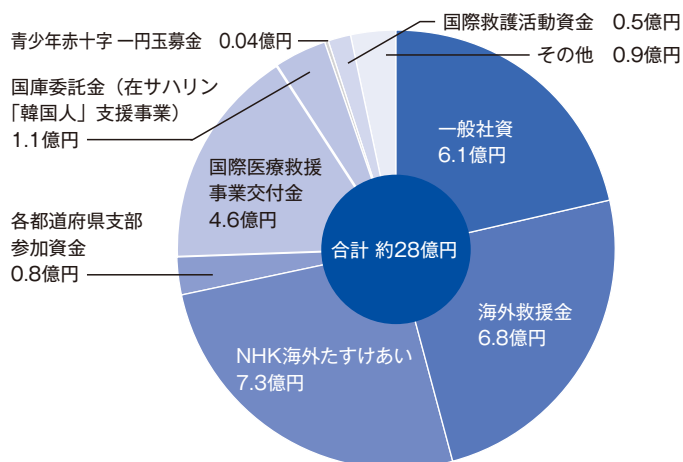
▲ © シリア赤新月社

3. 各国赤十字・赤新月社

各国赤十字・赤新月社の財源確保の方法は、それぞれの国情を反映して実にさまざまです。主な財源は個人や企業からの寄付金、赤十字メンバーからの会費による場合が一般的ですが、その他にも、投資、バザー、宝くじ、中古衣類販売、建物の賃貸、各種有料講習会、赤十字切手の販売などがあります。

日本赤十字社が実施する国際活動は、毎年12月にNHKの協力で行われる「NHK 海外たすけあい」募金キャンペーンや、海外で発生した大規模災害や紛争に際して寄せられる救援金を主な財源としており、赤十字会員からの会費も一部充当しています。

日赤の国際活動の財源について(2017年度)



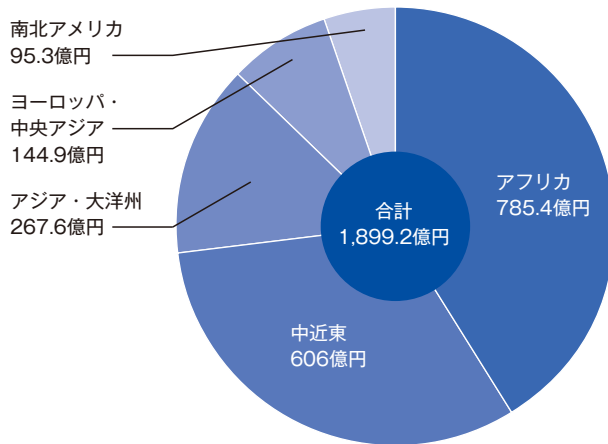
ICRC2017年決算 (ICRC 2017 Annual Reportより)

収入の部

政府（欧州委員会含む）からの拠出金	1933.6億円
各国赤十字・赤新月社および連盟からの拠出金	61.7億円
国際機関・超国家機関からの拠出金	27.8億円
公共機関からの拠出金	8.5億円
民間からの拠出金	55.8億円
合計	2087.4億円

支出の部

地域別



2017年支援対象の金額上位10カ国

1	シリア	206.2億円
2	イラク	148.5億円
3	南スーダン	134.7億円
4	ナイジェリア	110.7億円
5	ソマリア	107.8億円
6	イエメン	90.4億円
7	アフガニスタン	87.1億円
8	コンゴ民主共和国	77.5億円
9	ウクライナ	61.5億円
10	イスラエル・パレスチナ	57.5億円

上位10カ国合計 1,081.9億円

(1スイスフラン=116円で換算)

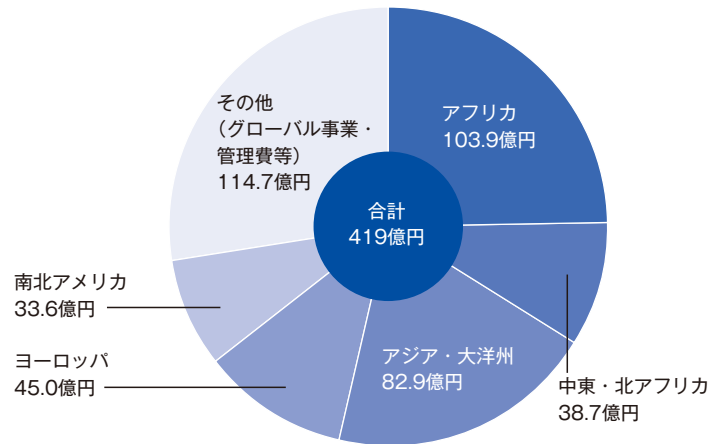
連盟2017年決算 (連盟 2017年度監査報告書より)

収入の部

任意拠出金	305.2億円
サービス料	65.9億円
各国赤十字・赤新月社からの分担金	39.2億円
その他	6.4億円
合計	416.7億円

支出の部

地域別



2017年支援対象の金額上位10社

1	シリア赤新月社	25.5億円
2	バングラデシュ赤新月社	19.4億円
3	ギリシャ赤十字社	11.6億円
4	ソマリア赤十字社	10.8億円
5	ケニア赤十字社	8.9億円
6	キューバ赤十字社	8.6億円
7	シエラレオネ赤十字社	6.6億円
8	ミャンマー赤十字社	6.3億円
9	ネパール赤十字社	6.1億円
10	ドミニカ赤十字社	5.8億円

上位10社合計 109.6億円

(1スイスフラン=116円で換算)

ソーシャルメディア



▶ 赤十字国際ニュース

毎週、メールマガジンを発行しています。世界で起こっている人道問題に焦点を当て、赤十字の取り組みがわかる内容をお届けします。



(まぐまぐ登録画面)



▶ 日本赤十字社公式Facebook、Twitter

日本赤十字社の国際活動をはじめ、国内における幅広い活動についても随時配信しています。



▶ ホームページ

日本赤十字社

<http://www.jrc.or.jp/>

赤十字国際委員会 駐日事務所

<http://jp.icrc.org/>

国際赤十字・赤新月社連盟

<http://www.ifrc.org/>

発行日 2018年10月

発行元 日本赤十字社

〒105-8521 東京都港区芝大門1丁目1番3号 TEL. 03-3437-7087 FAX. 03-3437-7509